

協議第 4 号

市町建設計画について

市町建設計画の次の事項について，別紙のとおり協議を求める。

平成 1 6 年 4 月 1 6 日提出

宇都宮地域合併協議会

会 長 福 田 富 一

市町建設計画中間案について

市 町 建 設 計 画

(中 間 案)

宇都宮地域合併協議会

目 次

計画の策定にあたって	
1 計画の趣旨	19
2 新市建設の背景と目的	19
(1) 日常生活圏と一体的な行政経営	
(2) 地方分権の進展と住民自治の拡充	
(3) 少子・高齢化と人口減少への対応	
(4) 地域の経済・産業の振興	
3 新市建設の基本姿勢	21
(1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進	
(2) 地域に根ざした自治の拡充	
(3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進	
(4) 自治体能力の向上と地方分権の推進	
新市の概況	
1 新市の現況	23
(1) 位置と地勢	
(2) 歴史的特性	
(3) 人口・世帯数	
(4) 面 積	
(5) 経 済	
(6) その他の指標	
2 新市の社会経済の見通し	28
(1) 人口の見通し	
(2) 経済の見通し	
3 まちづくりの資源と主要課題	32
(1) 新市の地域特性及び資源	
(2) まちづくりの主要課題	
まちづくりの目標と基本方針	
1 まちづくりの目標	35
2 土地利用の基本方針	36
新市の施策の大綱	
1 個性と特性を生かした地域の創造	39
2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造	40
3 人、もの、情報が活発に交流する活力の創造	42
地域別計画	
1 計画の目標及び地域区分	44
2 地域ごとの計画	44
(1) 宇都宮地域	
(2) 上三川地域	
(3) 上河内地域	
(4) 河内地域	
県事業の推進	
1 栃木県の役割	50
2 栃木県の事業	50
公共施設の適正配置	51
財政計画	52
計画の推進方策	56
資料編	58

計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

本計画は、「市町村の合併の特例に関する法律」第5条に基づき、宇都宮、上三川、上河内及び河内の4つの地域の合併後の建設を効果的に推進する基本方針として策定し、新市の速やかな一体性の確立や住民の福祉の向上と各地域の特色を生かした新市全体の発展に向けて、その目標及び施策などを明らかにする。

なお、本計画の期間は、合併年度及びこれに続く10ヵ年度の期間について定めるものとする。

平成16年度（2004年度）～平成26年度（2014年度）

2 新市建設の背景と目的

（1）日常生活圏と一体的な行政経営

- ・ 昭和28年に「町村合併促進法」が施行され、昭和30年代初頭までの昭和の大合併から50年が経過しようとしている今日、道路などの交通網の発達や自動車の普及、インターネット等の情報ネットワークの整備などにより、住民の日常生活圏は現在の市町村の区域を越えて拡大しており、一日の大半を居住地以外の市町村で過ごす人が増えている。
- ・ 宇都宮、上三川、上河内及び河内の各地域間においても、通勤・通学（15歳以上）による交流人口は2万人に達しているなど、日常生活における行動範囲は大きく変化しており、これに併せて、一体的な行政サービスを必要とする範囲も、基礎的自治体の区域を越えて拡大している。
- ・ これらに対して、本地域においては、ごみ処理・水道・消防などの共同事業の実施や、公共施設の広域利用・管外保育の受委託などの広域的な行政サービスの展開により、一定の成果をあげてきたところであるが、行政区域の違いによるサービスの格差の問題など、複数の自治体による運営の限界が生じている。
- ・ そのため、合併により、住民の日常生活圏にあわせた区域をひとつの政治機能・行政体で運営することが必要であり、一層効果的・広域的な行政経営を目指していく。

（2）地方分権の進展と住民自治の拡充

- ・ 従来の中央集権型の行政システムは、わが国の近代化や高度経済成長を推し進めるのに効率的であった。
- ・ 一定の豊かさを実現した今日においては、地域の特性に適した個性豊かなまちづくりを可能とするため、地方分権が推進されている。
- ・ 地方分権の進展によって、市町村が国や都道府県に依存せずに、自らの責任と判断で創意工夫をこらしながら行政の施策・サービスの内容を決定し実施していくことが求められている。

- ・ また、社会の成熟化に伴う自己実現意欲の高まりなどから住民の自治意識も高まりをみせており、地方分権による自治権拡充の成果を生かし、地域住民自らの参加と協働による住民自治の拡充が求められているなど、住民がその自覚と責任に基づき、積極的に地域の自治を担うことにより、自立した地域社会を形成する必要がある。
- ・ そのため、合併により、行政組織の集約化と専門化を図るなど自治能力の向上に努める一方、地域に密着した行政運営を行うため、住民自治の拡充を図り、地域の住民ニーズを直接反映した地域づくりを推進する。

（３）少子・高齢化と人口減少への対応

- ・ 全国では、平成 18 年をピークに人口が減少するとともに、高齢化が進み、平成 26 年には 4 人に 1 人が 65 歳以上になると予想されている。
- ・ 本地域においても、このような潮流は例外ではなく、今後、人口減少過程に入るとともに、高齢化が進展することが予想されている。
- ・ そのため、長期に渡る景気の低迷等による国・地方の財政の悪化とあわせ、生産年齢人口の減少による税収入等の減少が予想されており、今後も厳しい財政状況が続くものと考えられる。
- ・ このような中、高齢化等に伴う扶助費の増加の一方で、生活様式や価値観の多様化、社会状況の変化に伴い行政ニーズも高度化・複雑化しており、福祉サービス等の行政サービス水準の維持・向上が困難な状況を迎えることなど、単独の自治体による運営の限界が予測されている。
- ・ こうしたことから、合併により歳入の一定水準を確保し、財政基盤の強化・確立を図る必要があることから、これまで各自治体がそれぞれに自己完結型の基盤整備を目指したことによる重複投資を解消し広域的なまちづくりを進める。

（４）地域の経済・産業の振興

- ・ 本地域はこれまで、恵まれた立地条件のもと、農業・商業・工業のバランスのとれた北関東地域における拠点として、着実な発展を続けてきた。
- ・ しかし、バブル経済崩壊後の景気低迷が続く近年では、中心部の空洞化や大型店舗の相次ぐ撤退、工業団地等からの企業の撤退も生じてきている。
- ・ そのため、広域的・一体的な産業基盤の整備や支援機能の強化などによって、既存事業者の経営基盤の強化や新規事業の創出を促進するとともに、地域の特色を生かした首都圏農業の確立や観光の振興に努め、地域経済・産業の発展を推進していく。
- ・ さらに、各地域の恵まれた既存資源の活用と連携を図り、より多様性に富んだ北関東最大の都市として発展を目指していく。

3 新市建設の基本姿勢

新市建設の取組みにおいては、次の4つの基本事項を踏まえて、地域の独自性を十分に尊重しつつ、一体性の確立と地域の特色を生かした新たなまちづくりを進める。

(1) 地域特性を踏まえた新たなまちづくりの推進

個性と魅力を発揮できる地域づくりの推進

- ・ 新市の速やかな一体性の確立を図りつつ、個性と魅力を生かした地域づくりを推進することにより、新市全体としてより多様性に富んだ魅力あるまちづくりを行う。

住民に身近な行政サービスの展開

- ・ 地域課題の解決に必要な行政サービスが迅速かつ的確に提供されるよう、都市内分権による地域行政機能の拡充・強化を図るとともに、住民に身近な行政サービスを身近な場所から提供する。

(2) 地域に根ざした自治の拡充

地域住民の参加と協働の推進

- ・ 市民が愛着と誇りを持てる地域を創り上げるため、情報の積極的な提供や市民参画を促進するとともに、地域コミュニティ組織やNPO等の団体、事業者などの多様な活動主体による協働を基本としたまちづくりを進める。

地域自治制度の構築・導入による住民自治の拡充

- ・ 市民が地域づくりの担い手としての役割を果たし、地域に身近な課題を地域の意思決定に基づき解決できるよう、コミュニティ活動の支援や活動環境の整備などに努めるとともに地域自治制度を構築・導入し、住民自治の拡充に努める。

(3) 新たな時代を見据えた行財政改革の推進

合理的かつ効率的な公共施設の統合・整備と適正配置

- ・ 住民生活に急激な変化を及ぼさないよう、また、各地域の特性やバランスに十分配慮し、全市的な視点からの合理的かつ効率的な公共施設の統合・整備と適正配置を行う。

重点的かつ効果的な公共投資の推進

- ・ これまで各地域が個別に取り組んできた社会資本整備について、新市全域の視点から都市施設等が果たすべき機能を分析のうえ、それぞれの地域において住民生活を支える施設となるよう、重点的かつ効果的な公共投資を行う。

効率的で健全な財政運営の確保

- ・ 住民ニーズを踏まえつつ、将来人口や財政見通しなどの指標を勘案しながら、スケールメリットによる行政サービス水準の維持・向上や、社会資本整備の効率化に努め、最少の経費で最大の市民満足が得られるよう効果的な施策を展開し、将来に渡っての適正かつ健全な財政運営を確保する。

(4) 自治体能力の向上と地方分権の推進

- ・ 基礎自治体である市は、住民サービスの向上の観点から地域の課題を総合的・包括的に解決する必要があることから、職員の専門性が高められるなどの規模拡大のメリットを生かして、政策課題に対応した行政組織の再編や職員の重点配置を行うとともに職員の政策形成能力の強化を図り、多様化・高度化する行政ニーズの対応に向けて自治体能力の向上に努める。
- ・ また、自治体規模・能力にふさわしい権限や財源などを担えるよう、政令指定都市制度などの研究・検討を行うなど、自立した自治体を目指して地方分権の一層の推進に努める。

新市の概況

1 新市の現況

(1) 位置と地勢

位 置

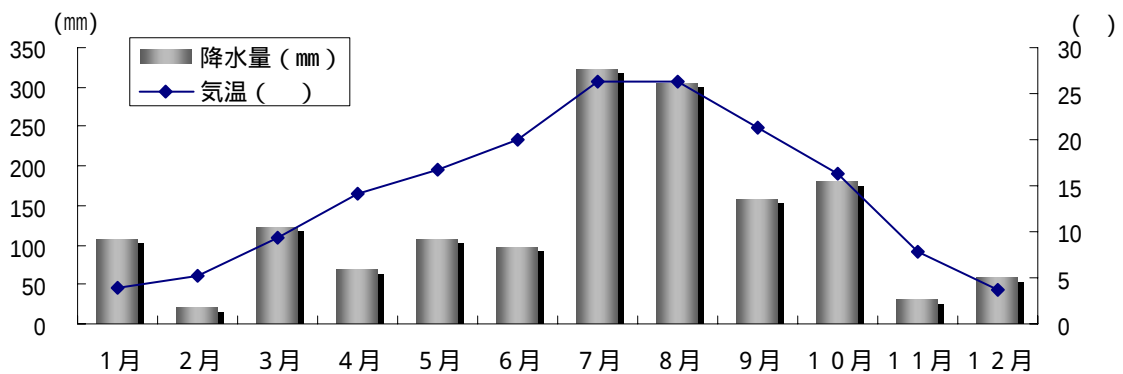
- ・ 新市は、栃木県のほぼ中央、東京から約 100 km の距離に位置し、面積は 471.36 k m² で、県土の約 7.4% を占めている。
- ・ 南北には東北新幹線、東北自動車道が、東西には北関東自動車道などが走り、東京圏から東北・北海道方面に向かう国土の新たな発展軸（北東国土軸）と、太平洋から関東内陸部や、日本海に向かう首都圏大環状連携軸が交差する北関東の中核拠点となっている。

地 勢

- ・ 広大な沃野を有する関東平野のほぼ北端で、北部には丘陵地帯が連なり、北面に遠く日光連山を望み市域の北部から東部にかけて、鬼怒川が貫流している。
- ・ 豊かな清流を誇る鬼怒川は、その源を栗山村の奥鬼怒に発し、地域一帯を潤し、各河川を合流しながら利根川に合流し、太平洋に注いでいる。
- ・ 鬼怒川を始めとした、市域の平野部を流れる五行川、西鬼怒川、江川、田川、山田川、姿川等は、農業地帯の灌漑用水や市街地及び集落の貴重な水辺空間として、重要な役割を果たしている。

気 候

- ・ 年間平均気温は 14.3 である。年間総降水量は 1,571mm である。
- ・ 夏冬の寒暖の差が顕著であり、降水量は夏に多く、冬に少ない。



出典：宇都宮地方気象台「平成14年栃木県気象年報」

(2) 歴史的特性

- ・ 宇都宮市、上三川町、上河内町及び河内町の1市3町は、栃木県のほぼ中央に位置しており、地理的・歴史的にもつながりが深く、鬼怒川、山田川、田川の各流域を中心に交流を深めてきた。
- ・ 中世に宇都宮を中心に勢力を伸ばし、鎌倉幕府の有力御家人に成長した宇都宮氏と、その庶流によって、現在の上三川町に上三川城、多功城が、上河内町に中里城が築城された。
- ・ これらの地域一帯は、古くから「一の宮」と称され、宇都宮藩知事の統治を経て、明治4年の廃藩置県により宇都宮県を構成してきた。

(3) 人口・世帯数

総人口・世帯数

- ・ 新市の人口は、約 52 万 5 千人であり、県全体の 26.1%を占めている。
- ・ 新市の世帯数は 201,214 世帯であり、県全体の 28.9%を占める。
- ・ 一世帯当たりの人口を地域別に見ると、最も少ないのは宇都宮地域で 2.53 人、最も多いのは上河内地域で 3.63 人と、1.1 人の開きがある。

平成 15 年 10 月 1 日現在 (単位: 人, 世帯)

		人 口			世帯数	一世帯当りの人口
		総 数	男	女		
新 市 (合計)		525,150	262,768	262,382	201,214	2.61
内 訳	宇都宮地域	449,664	224,808	224,856	177,578	2.53
	上三川地域	30,770	15,816	14,954	9,621	3.20
	上河内地域	9,437	4,610	4,827	2,599	3.63
	河 内 地 域	35,279	17,534	17,745	11,416	3.09
栃木県全体		2,011,691	998,758	1,012,933	696,315	2.89
新市が県に占める割合		26.1%	26.3%	25.9%	28.9%	

出典：栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査報告書」

年齢 3 区分別人口

- ・ 新市の人口構成比は、年少人口が 14.9%、生産年齢人口が 69.1%、老年人口が 15.9%となっており、県全体と比較すると高齢化は低い状態である。
- ・ これを新市の地域別で見ると、宇都宮地域及び上河内地域で年少人口が 14%台となっており、少子化が進んでいる。また、老年人口は上三川地域及び河内地域が 14%台であるのに対し、上河内地域は 20.8%で超高齢社会となっており、新市の各地域における少子高齢化の状況には差がある。

平成 15 年 10 月 1 日現在 (単位: 人)

		年少人口 0 ~ 14 歳		生産年齢人口 15 ~ 64 歳		老年人口 65 歳以上		合 計
新 市 (合計)		78,469	14.9%	363,132	69.1%	83,549	15.9%	525,150
内 訳	宇都宮地域	66,274	14.7%	311,359	69.2%	72,031	16.0%	449,664
	上三川地域	5,369	17.4%	20,943	68.1%	4,458	14.5%	30,770
	上河内地域	1,373	14.5%	6,097	64.6%	1,967	20.8%	9,437
	河 内 地 域	5,453	15.5%	24,733	70.1%	5,093	14.4%	35,279
栃木県全体		293,269	14.6%	1,344,597	66.8%	373,825	18.6%	2,011,691
新市が県に占める割合		26.8%		27.0%		22.3%		26.1%

出典：栃木県企画部統計課「栃木県毎月人口調査報告書」
をもとに宇都宮地域合併協議会にて作成

外国人登録人口

- ・ 新市における外国人登録人口は、約 8,100 人であり、県全体の 26.4%を占める。
- ・ 国籍別の外国人登録人口は、1 位が中国 (2,487 人)、2 位が韓国又は朝鮮 (1,369 人)、3 位ブラジル (1,260 人) と続き、これらで全体の約 63%を占めている。

(平成 14 年 12 月末現在)

(4) 面積

- ・ 新市の総面積は 471.36 k m²であり、約 52%を田・畑・宅地で占める。これらの地目は、県全域の地目別割合と比しても高い。
- ・ 上河内地域では、山林が総面積の約 4 分の 1 を占め、緑豊かな自然が残された地域といえる。

平成 14 年 1 月 1 日現在 (単位: k m²)

地目別面積	総面積	田	畑	宅地	池沼	山林	牧場	原野	雑種地	その他
新市(合計)	471.36	121.06	45.39	79.38	0.33	71.30	0.35	5.30	25.04	123.21
内 訳	宇都宮地域	312.16	62.28	34.75	60.53	0.23	48.92	0.35	4.33	84.34
	上三川地域	54.52	21.26	6.35	10.14	0.06	2.34	0.00	0.09	12.72
	上河内地域	56.96	18.19	1.79	2.71	0.01	13.57	0.00	0.60	16.86
	河内地域	47.72	19.33	2.50	6.00	0.03	6.47	0.00	0.28	9.29
栃木県全体	6408.28	994.78	405.10	428.41	8.17	1514.96	18.85	71.84	271.25	2694.92
新市内訳	100.00%	25.68%	9.63%	16.84%	0.07%	15.13%	0.07%	1.12%	5.31%	26.14%
栃木県内訳	100.00%	15.52%	6.32%	6.69%	0.13%	23.64%	0.29%	1.12%	4.23%	42.05%
新市が県に占める割合	7.4%	12.2%	11.2%	18.5%	4.0%	4.7%	1.9%	7.4%	9.2%	4.6%

出典: 栃木県地方自治研究会「栃木県市町村要覧(平成 15 年度版)」

(5) 経済

産業別事業所数

- ・ 新市の事業所数の総数は、24,728 事業所であり、県全体の 24.6%を占める。
- ・ 県の産業別事業所数に占める新市の割合は、「金融・保険業」が、35.0%と最も高く、次いで「サービス業」が 27.9%であり、これらは新市に集中している。
- ・ 新市の産業別事業所数を見ると、「卸売・小売業・飲食店」が 11,018 事業所と最も多く、44.6%を占めている。

平成 13 年 10 月 1 日現在 (単位: 所)

	総数	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業・ 飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
新市(合計)	24,728	51	19	2,579	1,632	7	548	11,018	476	951	7,447
栃木県全体	100,562	427	123	12,077	13,082	38	2,425	40,637	1,359	3,733	26,661
新市が県に占める割合	24.6%	11.9%	15.4%	21.4%	12.5%	18.4%	22.6%	27.1%	35.0%	25.5%	27.9%

出典: 「平成 13 年事業所・企業統計調査」

産業別従事者数 (民営)

- ・ 新市の従事者数の総数は 252,039 人であり、県全体の 28.8%を占める。
- ・ 県の産業別従事者数に占める新市の割合を見ると、「金融・保険業」が 46.5%と最も高く、次いで「電気・ガス・熱供給・水道業」が 35.8%である。
- ・ 新市の産業別従事者数を見ると、「卸売・小売業・飲食店」が 81,761 人と最も多く、総数の 32.4%を占めている。

平成 13 年 10 月 1 日現在 (単位: 人)

	総数	農林 漁業	鉱業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業・ 飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
新市(合計)	252,039	526	135	22,759	52,218	902	13,585	81,761	9,205	3,022	67,926
栃木県全体	874,088	4,101	1,416	78,789	250,508	2,519	42,625	244,304	19,806	9,079	220,941
新市内訳	100.00%	0.21%	0.05%	9.03%	20.72%	0.36%	5.39%	32.44%	3.65%	1.20%	26.95%
新市が県に占める割合	28.8%	12.8%	9.5%	28.9%	20.8%	35.8%	31.9%	33.5%	46.5%	33.3%	30.7%

出典: 「平成 13 年事業所・企業統計調査」

製造品出荷額等（従業者４人以上の事業所）

- ・ 新市の「製造品出荷額等」は２兆円を超えており、県に占める新市の割合を見ると、「事業所数」の１２.５％、「従事者数」の２０.１％に対して、２７.７％と県全体の４分の１以上を占めている。

平成１４年１２月３１日現在

	事業所数(所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(万円)
新 市（合計）	756	40,935	211,853,239
栃木県全体	6,029	203,840	765,747,596
新市が県に占める割合	12.5%	20.1%	27.7%

出典：「平成１４年工業統計調査」

年間商品販売額

- ・ 新市の「年間商品販売額」総額は約２兆８千億円となっており、県に占める新市の割合を見ると、「商店数」総数の２５.５％、「従事者数」総数の３２.５％に対して、５０.２％と県全体の２分の１以上を占めている。

平成１４年６月１日現在

	商店数（店）			従業員数（人）			年間商品販売額（万円）		
	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業	総数	卸売業	小売業
新 市（合計）	6,867	2,044	4,823	55,617	21,649	33,968	283,491,225	218,346,233	65,144,992
栃木県全体	26,936	5,606	21,330	171,067	47,152	123,915	564,646,041	356,165,238	208,480,803
新市が県に占める割合	25.5%	36.5%	22.6%	32.5%	45.9%	27.4%	50.2%	61.3%	31.2%

出典：「平成１４年商業統計調査速報」

農業粗生産額

- ・ 新市の農業粗生産額の総額は、２７９億１千万円であり、県全体の１０.２％を占める。
- ・ 新市の農業粗生産額の内訳を見ると、「米」は４３.０％と県の内訳より高い割合となっているのに対して、「畜産」の割合は９.９％と低い。
- ・ 地域の特徴としては、上三川地域のみが農業粗生産額に占める「野菜」の割合が２分の１以上を占めている。

平成１２年１２月末現在

農業粗生産額(千万円)		総 額	米	野 菜	畜 産	その他
新 市（合計）		2,791	1,200	793	275	523
内 訳	宇都宮地域	1,592	659	370	161	402
	上三川地域	624	180	334	73	37
	上河内地域	277	181	53	15	28
	河内地域	298	180	36	26	56
栃木県全体		27,464	9,484	6,499	8,074	3,407
新 市 内 訳		100.0%	43.0%	28.4%	9.9%	18.7%
栃木県内訳		100.0%	34.5%	23.7%	29.4%	12.4%
新市が県に占める割合		10.2%	12.7%	12.2%	3.4%	15.4%

出典：農林水産省「平成１２年生産農業所得統計」

(6) その他の指標

大学の在学者数

- ・ 新市における4年制大学の在学者数は、総数で9,223人となっており、県全体の41.4%を占め、短期大学についての総数は1,261人で、33.7%を占めている。

大学数7校、在学者数総数10,484人(4年制大学と短期大学の合計)を抱える状況は、県全体に占める新市の総人口の割合と比べると高い水準にある。

平成14年5月1日現在

	4年制大学				短期大学			
	学校数(校)	在学者数(人)			学校数(校)	在学者数(人)		
		総数	男性	女性		総数	男性	女性
新市	4	9,223	6,678	2,545	3	1,261	111	850
栃木県全体	9	22,269	15,370	6,889	8	3,738	293	3,445
新市が県に占める割合	44.4%	41.4%	43.4%	36.9%	37.5%	33.7%	37.9%	24.7%

出典：栃木県全体／栃木県「平成14年学校基本調査報告書」

図書館等蔵書数

平成14年度末現在

- ・ 新市の図書館等における総蔵書数は約144万冊であり、1人あたり2.8冊となっている。
- ・ 上河内地域は、1人当たりの蔵書数が6.9冊と最も充実している。

	蔵書総数	1人当たり蔵書数
新市(合計)	1,444,112	2.8冊
内 宇都宮地域	1,121,346	2.5冊
上三川地域	101,292	3.3冊
上河内地域	67,092	6.9冊
河内地域	154,382	4.4冊

出典：宇都宮地域合併協議会調べ

水道普及率(広義)

- ・ 新市の水道普及率(広義)は96.3%となっている。
- ・ 各地域の水道普及率(広義)を見てみると、最も整備が進んでいるのは宇都宮地域で、98.3%となっている。

平成13年度末現在

	総人口(人) 【A】	給水人口(人)				普及率(%) 【B】/【A】
		上水道	簡易水道	専用水道	合計【B】	
新市(合計)	515,686	483,620	9,956	3,029	496,605	96.3
内 宇都宮地域	441,645	432,215	0	2,034	434,249	98.3
上三川地域	29,698	19,569	1,770	0	21,339	71.9
上河内地域	9,755	0	8,186	995	9,181	94.1
河内地域	34,588	31,836	0	0	31,836	92.0
栃木県全体	2,003,283	1,718,484	105,442	17,966	1,841,892	91.9

出典：栃木県環境衛生課「平成13年度末現在 水道普及状況」
市町総人口に対する供用人口(上水道、簡易水道、専用水道の使用可能な人口の合計)の割合

下水道普及率(広義)

- ・ 新市の下水道普及率(広義)は82.3%となっている。
- ・ 各地域の下水道普及率(広義)を見てみると、地域によって様々であり、最も整備が進んでいるのは宇都宮地域で、88.6%となっている。

「平成14年度末現在 宇都宮地域合併協議会調べ」

	行政人口 (人)【A】	下水処理人口(人)					普及率(%) 【B】/【A】
		公共下水道	農業集落排水	地域下水処理施設	合併処理浄化槽	合計【B】	
新市(合計)	521,167	390,904	12,458	14,939	10,857	429,158	82.3
内 宇都宮地域	445,780	368,720	8,341	14,939	3,179	395,179	88.6
上三川地域	30,471	13,359	1,717	0	806	15,882	52.1
上河内地域	9,767	0	0	0	2,343	2,343	24.0
河内地域	35,149	8,825	2,400	0	4,529	15,754	44.8

市町総人口に対する供用人口(公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽及び地域下水処理施設の使用可能な人口の合計)の割合

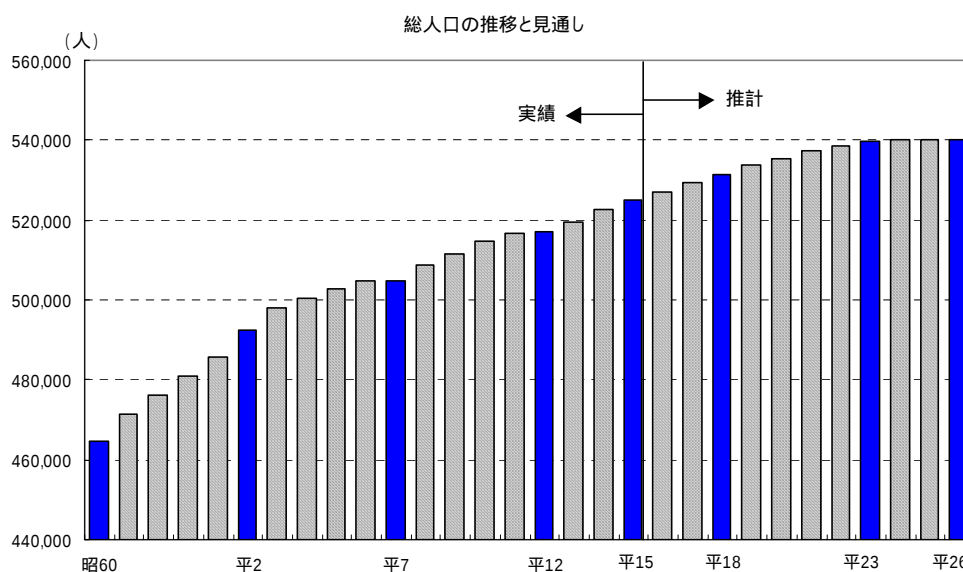
2 新市の社会経済の見通し

新市建設の基本となる指標として、平成 15 年（2003 年）を基準年に、平成 26 年（2014 年）までの人口や経済の見通しを明らかにする。

（１）人口の見通し

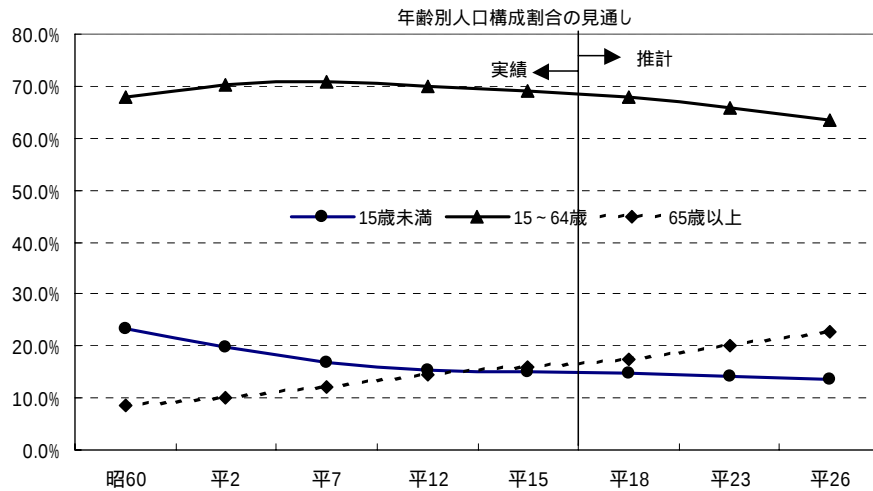
総人口

- ・ 新市の総人口は、平成 26 年（2014 年）に約 54 万人でピークに達した後、緩やかな人口減少過程に入るものと見込まれる。
- ・ 地域の人口を見ると、上三川・河内地域では、宇都宮地域からの人口流入などを要因に、10%前後の人口増加が予測される。また、上河内地域も微増となるが、宇都宮地域では、平成 23 年（2011 年）から減少に転じ、平成 26 年の人口は現時点より 1.6%程度の増加に止まるものと見込まれる。



年齢構造

- ・ 新市の年齢構造を見ると、生存率の向上などによりさらに高齢化が進み、平成 26 年（2014 年）の老齢人口（65 歳以上）は約 12 万 3 千人で、その構成比は 22.7%に達し、市民の 5 人に 1 人以上が高齢者となる超高齢社会の到来が想定される。
- ・ 一方、出生率の低下により、年少人口（15 歳未満）は、平成 26 年に約 7 万 4 千人（13.7%）となり、少子化が一段と進む上に、生産年齢人口（15～64 歳）も約 36 万 3 千人から約 34 万 3 千人（63.6%）に減少し、新市の活力の低下が懸念される。
- ・ 年齢 3 区分別人口の割合を地域別に見ると、いずれも、少子・高齢化が進む傾向にある中、老齢人口の割合において上三川地域が 17.8%と最も低くなっており、その進行には地域性が見られるものの、他の地域では 20%を超えることが予測され、高齢社会への対応は新市の主要課題になると想定される。

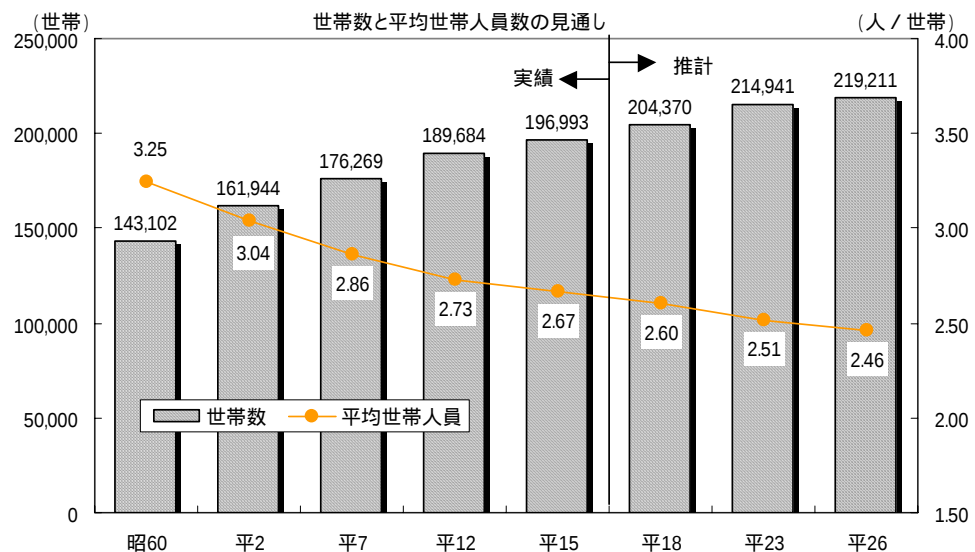


年齢3区分別人口構成比の推移

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
構 成 比	15歳未満	23.4%	19.7%	16.9%	15.4%	14.9%	14.7%	14.1%	13.7%
	15～64歳	68.0%	70.3%	70.9%	70.1%	69.1%	67.9%	65.8%	63.6%
	65歳以上	8.6%	10.1%	12.1%	14.5%	15.9%	17.5%	20.1%	22.7%

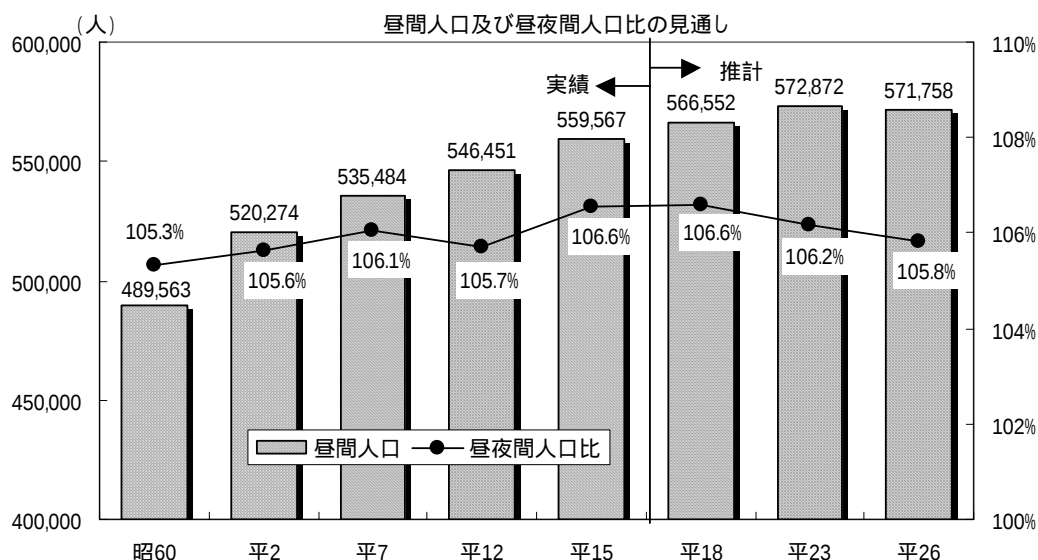
世帯数

- ・ 単独世帯や核家族世帯の増加が見込まれることから、世帯数は、平成26年（2014年）には約21万9千世帯にまで増加するものと見込まれ、地域ごとの増加率（平成15年と26年の比較）を見ると、河内地域が約1.22倍と最も高くなると予測される。
- ・ また、1世帯当りの世帯人員は、平成26年には2.46人に低下することが見込まれる。中でも、宇都宮地域では同年に2.39人となり、最も核家族化が進むと想定される。



交流人口（昼間人口）

- ・ 交流人口は，平成 23 年（2011 年）に約 57 万 2,870 人に達した後，平成 26 年（2014 年）には約 57 万 1,750 人，昼夜間人口比率で 105.8%になるものと見込まれる。
- ・ 新市が，引き続き，人・もの・情報が集まり活発に交流する都市であり続けるためには，昼間人口の維持・増加につながる，高次で魅力ある都市機能の集積や活力あるまちづくりなどが求められる。



（２）経済の見通し

経済規模

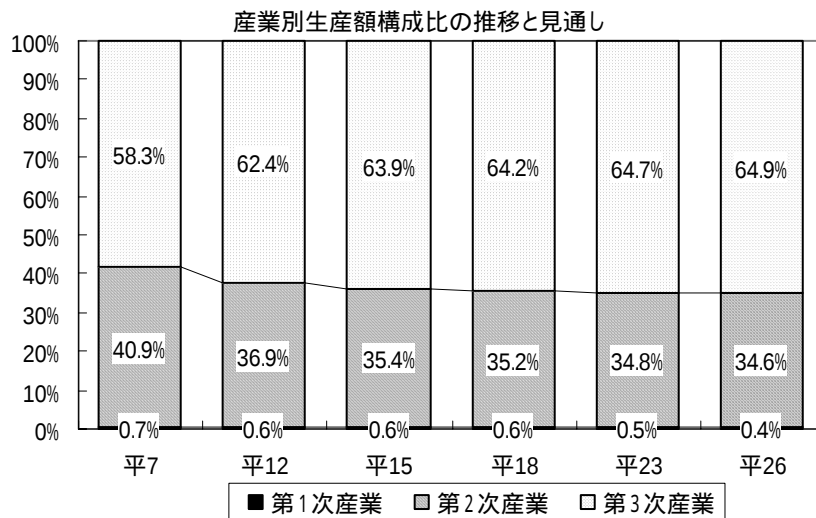
【 市内総生産 】

- ・ 新市の市内総生産額は，平成 26 年（2014 年）には約 3 兆 492 億円の経済規模となり，その期間の増加率は，年平均 1.28%程度で推移するものと見込まれる。
- ・ 産業別の構成比は，第 3 次産業が，平成 23 年（2011 年）に 64.7%，平成 26 年に 64.9%へと増加する一方で，第 2 次産業及び第 1 次産業の比率は低下していくものと見込まれる。
- ・ また，地域別の産業別構成比を見ると，宇都宮・河内地域は第 3 次産業の比率が高く，上三川・上河内地域は，第 2 次産業の比率が高い。

市内総生産額の推移

単位：億円，平成12年価格

	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
総 額	23,988	25,524	25,710	26,649	29,139	30,492
宇都宮地区	21,386	22,508	22,615	23,424	25,650	26,884
上三川地区	1,690	1,981	1,989	2,043	2,160	2,205
上河内地域	328	339	368	391	428	446
河内地域	584	695	738	791	899	957



就業人口の見通し

- ・ 新市の就業者数は、約 29 万 4 千人でピークに達した後、平成 26 年（2014 年）には約 29 万人に減少していくものと見込まれる。
- ・ 産業別構成比を見ると、平成 26 年には、第 1 次産業が 2.4%（約 7 千人）、第 2 次産業が 27.7%（約 8 万人）、第 3 次産業が 69.9%（約 20 万 2 千人）となると見込まれ、第 1 次・2 次産業の割合が低下する一方で、第 3 次産業の割合が高まることが想定される。

就業者数の推移

単位：人

	1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
総 数	248,910	274,043	287,696	287,820	292,432	294,588	293,047	289,775
宇都宮地区	219,464	242,577	256,772	256,783	261,290	263,698	263,078	260,721
上三川地区	17,744	18,706	16,985	16,413	16,482	16,226	15,490	14,871
上河内地区	3,542	3,659	3,983	3,857	3,889	3,830	3,684	3,554
河内地区	8,160	9,101	9,956	10,767	10,770	10,834	10,795	10,629

産業別就業者構成比の推移

単位：人

	1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
第1次産業	7.0%	5.2%	4.2%	3.5%	3.2%	2.9%	2.6%	2.4%
第2次産業	33.1%	33.7%	31.2%	29.7%	29.2%	28.7%	28.1%	27.7%
第3次産業	59.9%	61.2%	64.6%	66.8%	67.6%	68.3%	69.4%	69.9%

3 まちづくりの資源と主要課題

(1) 新市の地域特性及び資源

地理的条件・自然環境

- ・ 新市は首都東京から約 100 k m , 栃木県のほぼ中央部にあり , 北関東の中核拠点都市及び県都として高次の都市機能を担う上で恵まれた位置にある。
- ・ 南北に流れる鬼怒川 , 姿川 , 田川 , 江川 , 山田川 , 御用川 , 西鬼怒川などの河川は , 周囲の平地林 , 水田 , 畑地等と田園的な環境を形成するとともに , 市民の憩い・やすらぎの場として活用されている。
- ・ 北部の羽黒山から北西部にかけて大谷 , 古賀志の丘陵が起伏し , 良好な眺望や自然景観に恵まれている。また , 丘陵地帯の南端となる戸祭山 , 八幡山の連丘が市中心部に接しており , 都心部においても豊かな緑が確保されている。

地域の資源

- ・ 新市の中心市街地においては , 県都として商業・業務機能や都市的サービス機能など市民生活の利便性向上に資する高次の都市機能が集積している。また , 多様な交通の結節点である J R 宇都宮駅を中心として , 人・もの・情報が広域的に交流する重要な広域都市圏の拠点となっている。
- ・ 上三川地域 , 上河内地域及び河内地域の中心部には , 業務機能等の都市機能が集積しており , それぞれ地域の拠点となっている。
- ・ 自然景観や祭・伝統芸能などの歴史的・文化的な資源が豊富である。河内地区では , 全国的にも貴重になったホトケドジョウなどの魚類やミズニラなどの植物がいまだに豊富に残っている。温泉が湧出する宇都宮 , 上河内の各地域においては , それぞれ陸の松島と称される大谷地区の景観 , 300 年の歴史を持つ「梵天まつり」が行われる羽黒山 , 親水公園や自然森などを活用した観光・レジャーの拠点が形成されている。また , 上三川地域では国の史跡指定を受けた「上神主・茂原遺蹟」や 200 年の歴史を持つ「子ども相撲」など , 歴史的・文化的な資源が残されている。
- ・ 新市の産業集積は , 農業 , 工業 , 商業ともに高次元でバランスがとれた構成となっている。農業では , 鬼怒川を中心に関東平野を代表する穀倉地帯が広がり , 宇都宮 , 上三川 , 上河内地域ではイチゴ , ナシ , トマトなどの野菜果樹の生産が盛んである。工業では内陸最大級の清原工業団地をはじめわが国有数の自動車生産拠点などを有する宇都宮 , 上三川地域がある。宇都宮テクノポリスセンター地区には , 栃木県産業技術センターと産業交流支援センターが一体となった産業支援中核施設「とちぎ産業創造プラザ」が立地しており , 産業支援機関が集積している。商業では約 100 万人の商圏人口を抱える宇都宮地域がある。

- ・ 新市の宇都宮地域には4年制大学4校，短期大学3校が立地しており，総学生数は約10,000人に達するなど，高い高等教育機関の集積がある。
- ・ 北関東の中核拠点である新市は，南北を縦貫する東北新幹線，JR 宇都宮線，東北自動車道，新4号国道をはじめ，新市南部を横断する北関東自動車道などの国土交通軸の結節点に位置し，首都圏における広域ネットワークの交通拠点としての機能を有している。

（２）まちづくりの主要課題

新市の建設にあたっての主要な課題は次のとおりである。

□ 個性と特性を生かした地域づくり

個性のある地域づくり

- ・ 新市において，各々の地域がそれぞれ育んできた歴史，文化，伝統や自然環境などの個性や地域資源を生かし，適切に機能分担を行いながら，地域の独自性を尊重し自立した個性のあるまちづくりを推進する必要がある。
- ・ 地域に根ざしたまちづくりを推進するため，コミュニティの維持・再生に十分配慮する必要がある。

特色ある教育環境の形成

- ・ 21世紀を担う子どもたちの健全な育成や，最新の知識・技能を身に付け新市の産業を担う将来の職業人を育成するため，地域資源や産業集積を生かした特色ある教育環境を形成する必要がある。

□ 新市の一体性と地域間の連携の確立

総合的な交通体系の整備

- ・ 新市の一体性を確保し地域間の交流を促進するため，地域間を有機的に結ぶ幹線道路網の整備や交通弱者にもやさしい新交通システムの導入など，総合的な交通基盤の整備を図る必要がある。

情報ネットワーク等の形成

- ・ 地域間の一体性を確保し交流を促進する情報基盤として，公共施設間を結ぶ情報ネットワークを整備するとともに，宇都宮地域をはじめ上三川地域，上河内地域及び河内地域においても高速通信回線やCATV等の利用が可能となるよう整備・普及を促進する必要がある。

良好な生活環境の整備

- ・ 住民が安全で快適な日常生活を営むため、上下水道やごみ処理施設など生活に密着した社会資本整備については、各地域においてこれまで形成してきた基盤を生かしつつ、新市の中で適切な機能分担を図ることにより、良好な生活環境の整備に向けた取り組みを進める必要がある。

保健・福祉サービス水準の維持・向上

- ・ 出生率の低下により少子化が一段と進む一方で、更なる高齢化の進行により超高齢社会の到来が予測されることから、安心して子どもを産み育てることができ、高齢者が元気で安心して住み続けられる社会環境を確保するため、合併によるスケールメリットを生かし、少子・高齢化に対応した専門的で多様な行政サービスを全市域において提供できるよう、保健・福祉サービス水準の維持・向上を図る必要がある。

□ 新市の活力の維持・向上

新市の拠点性の向上

- ・ 新市は県都であるとともに県央地域における広域的な都市圏の中核都市としての主導的な役割が期待されており、今後とも持続的に発展・拡大していくためには、中心市街地の活性化及び都市拠点における広域交流機能の充実・強化を図るとともに、周辺地域の拠点における良好な住環境の形成など基礎的な機能の向上に取り組むことにより、それぞれの特性を生かした都市機能の集積を進めながら拠点性を高める必要がある。

経済・産業の振興

- ・ 農業・工業・商業ともに高次元でバランスの取れた産業集積を生かし、市全体の活力を向上させるため、生産性・収益性の高い首都圏農業の確立と安全で安心な食の安定供給に向けて地産地消の推進に努め、先端・高度技術産業や研究開発型企業をはじめとする企業集積と産業支援機関及び高等教育機関等との連携や情報技術の産業への活用により、新事業の創出や中小製造業の活性化を促進するとともに、商業・業務機能が集積している都心部の一層の機能強化を図る等により、経済・産業の振興を図る必要がある。

まちづくりの目標と基本方針

1 まちづくりの目標

新しい宇都宮が、自立した地域の連携のもと、快適な都市空間と潤いのある生活環境の中で市民が暮らし、将来においても活力を維持・向上し続けるため、

「躍動する市民 魅力あふれる地域 あすの活力を育む都市 うつのみや」

新市建設においては、「人(市民)」が主役であり、「地域」を建設の基本と位置づけ、北関東の中心都市として「魅力」にあふれるまちをめざす。新市は、市民・事業者・行政のパートナーシップにより、一体的で連携がとれた新しい自治体として、21世紀においても持続的発展が可能な活力を創り出すことが可能な都市である。

をまちづくりの将来像とし、その実現をめざす。

また、将来像を実現するにあたっては、社会経済の変化に対応し、まちづくりの諸課題の解決に向けて、新市建設における「地域」「都市」「活力」の創造を重要な分野と位置づけ、次のような取組みを進める。

- 個性と特性を生かした自立性の高い地域づくり

それぞれの地域固有の歴史、文化、景観などを大切にし、コミュニティを守り育て、互いに助け合い、教えあう、人間性豊かな地域を創造する

- 一体的で連携がとれた誰もが住みやすい都市づくり

快適な都市生活や機能的な都市活動・産業活動が確保され、市民の誰もが住みやすく一体的で連携がとれた都市を創造する

- 人、もの、情報が活発に交流するまちづくり

北関東を牽引する自治体として、人・もの・情報が活発に交流し、活力があり、魅力的でにぎわいのあるまちを創造する

2 土地利用の基本方針

まちづくりの目標等の実現に向け、総合的・計画的な都市空間の形成を図るため、都市に求められる多様な機能を集積し、人・もの・情報を広域的に集め、さまざまな出会いと交流を促進する魅力ある拠点の形成を目指す。具体的には、より高次の商業・業務、交通、交流機能等の集積を目指す新市の中心拠点、地域住民の利便性や快適性を満たす基本的な都市生活機能の集積を図る地域の核となる拠点、都市の活力を支える産業活動の拠点や歴史や自然資源を活かした憩いの場となる観光・レクリエーションの拠点を都市内に適切に配置し、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全を行うことが必要である。これらを踏まえて都市空間整備の基本となる土地利用に関する基本的な考え方を示す。

(1) 市街地の高度利用と良好な住環境の形成を図る住宅地

- ・ 既成市街地では、土地区画整理事業等の面的整備により、低層密集地区の解消につとめ、ゆとりなどに配慮した快適な居住環境の形成を図る。特に、中心市街地では、商業・業務機能との調和を図りつつ、土地の高度利用、都心居住などにより都心部の再生を進める。
- ・ 周辺の市街地では、生活基盤の整備や防災面に十分配慮し、地域の地理的自然的特性を生かした居住環境の整備に努め、良好な市街地環境の保全と形成を進める。
- ・ 宅地開発などにより住宅地を形成する場合には、緑やオープンスペースの豊かな低密度住宅地として、計画的な開発誘導を行うとともに、市街地の無秩序な拡大を抑制して、適正規模の市街地形成を図る。
- ・ このため、新市域全体で適正規模の区域区分（市街化区域と市街化調整区域の線引き）を行うとともに、開発許可制度等の適正な運用を行う。

(2) 地域特性に応じた都市機能の集積を目指す商業・業務地

- ・ 中心地区の商業地では、市街地再開発事業などを推進し、商業機能の集積とともに交流機能や市民サービス機能を加えたにぎわいの場の形成を図る。また、ＪＲ宇都宮駅周辺地区では、業務機能や交通結節機能の強化に加えて、高度情報や広域交流、産業支援、学術文化などの新たな機能の導入を図り、中心地区との連携を図りながらにぎわいと多様性のある都心づくりを進める。
- ・ 周辺地域の中心部や鉄道駅周辺等に分布する商業・業務地では、住民の多様なニーズに対応した地域密着型の機能を発揮できるよう、それぞれの地域特性を生かした日常生活の利便性の向上に向けて、商業・福祉・行政サービスなどの生活支援機能の充実を図る。また、幹線道路沿道では、中心地区や地域の拠点などの商業・業務地との機能分担や周辺環境に配慮して秩序ある土地利用を進める。

(3) 産業構造の転換に対応し地域経済の自立的発展の拠点となる工業地

- ・ 宇都宮テクノポリスセンター地区や清原工業団地などでは、産業支援機関やこれまで培われた技術・人材等の地域産業資源を有効に活用し、先端・高度技術産業、研究開発型企業の育成・誘致などにより新たな工業地の形成に努める。
- ・ インターパーク宇都宮南(東谷・中島)、テクノパークかみのかわ(多功南原)などでは、交通結節点としての立地特性を生かし、産業支援機能の充実に努めるとともに、先端技術産業等の誘致や域内再配置の促進を図る。
- ・ 河内工業団地など既存の工業団地では、企業ニーズや産業構造の変化に対応した良好な生産環境の確保に努める。

(4) 都市の環境を守り、良質な食を安定して供給する農業地

- ・ 市域を南北に流れる鬼怒川・田川・姿川・江川の流域などに広がる農業地域では、首都圏に位置する地理的優位性を生かし、生産性・収益性の高い首都圏農業の確立や安全で安心な食を安定的に供給することができる農業地の確保に努める。さらには、農地は洪水の防止や自然環境の保全などの多面的機能を有しており、都市の環境を守り・創る農業地の保全に努める。
- ・ また、農業・農村が有する自然資源を生かした交流や体験・レクリエーション空間の整備などにより、都市と農村の交流による魅力あふれる地域づくりの展開に向けて農業地の有効利用を図る。

(5) 多様な機能を生かした森林地

- ・ 市西部の県立自然公園から北部の羽黒山にかけた山間・丘陵部では、木材生産などの経済的機能に加え、災害の防止、水源の涵養、保健休養、地域環境の維持などの公益的機能が十分に発揮できるよう、森林資源の適正な管理・整備に努める。
- ・ また、余暇需要の増大や自然とのふれあい志向の高まりを踏まえ、自然環境の保全や地域振興などに配慮しながら、住民のレクリエーションの場、自然や緑に触れる自然学習の場等として有効活用を進める。

新市の施策の大綱

新市として迅速な一体化を促進し、地域の発展と住民福祉の向上を図るため、まちづくりの目標等の実現を目指して、次のような施策の展開を図る

1 個性と特性を生かした地域の創造

(1) 市民・地域自治を培うまちづくり

- 1) 市民主体のまちづくりを推進する
- 2) 個性のある地域づくりを推進する
- 3) 市民に身近な行政を推進する

(2) 豊かな人間性を育むまちづくり

- 1) 生涯学習を推進する
- 2) 学校教育を充実する
- 3) 地域文化を振興する
- 4) 生涯スポーツを推進する

2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造

(1) 快適に移動できるまちづくり

- 1) 道路ネットワークを整備する
- 2) 公共交通ネットワークの整備を促進する

(2) 良好な生活基盤を備えたまちづくり

- 1) 廃棄物の適正処理を推進する
- 2) 上水道を安定供給する
- 3) 生活排水を適切に処理する
- 4) 緑の拠点づくりを推進する
- 5) 消防力を充実する
- 6) 地域情報化を推進する

(3) 健康で安心して生活できるまちづくり

- 1) 保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを充実する
- 2) バリアフリーのまちづくりを推進する
- 3) 高齢者・障害者の福祉サービスを充実する
- 4) 子育て支援を充実する
- 5) 生活衛生を向上する

3 人、もの、情報が活発に交流する活力の創造

(1) 魅力とにぎわいのあるまちづくり

- 1) 都市拠点機能を向上する
- 2) 地域拠点機能を向上する

(2) 豊かで活力あるまちづくり

- 1) 商業・サービス業を振興する
- 2) 活力ある工業を振興する
- 3) 魅力ある農業を振興する

1 個性と特性を生かした地域の創造

(1) 市民・地域自治を培うまちづくり

住民自治を高めるしくみの導入や活動拠点の整備などにより、地域の資源や個人を大切に市民が、共に支えあい誰もが生き生きと活動することができる地域をつくる。

1) 市民主体のまちづくりを推進する

- ・ 市民が誇りと愛着をもてるまちをつくるため、市民の多様なコミュニティ活動を積極的に支援するとともに、協働のルールづくりや活動に必要な情報や場の提供などの活動環境を整備することにより、コミュニティを維持・再生し、ふれあいと連帯に支えられ市民の創意を生かした市民主体のまちづくりを推進する。

2) 個性のある地域づくりを推進する

- ・ 新市における各地域が特色あるものとなるよう、身近な地域課題を自ら取組み・解決できる体制の構築や拠点となる河内地域等の庁舎施設を整備し、地域の特性を生かした個性ある地域づくりを推進する。

3) 市民に身近な行政を推進する

- ・ 複雑・多様化する市民ニーズに的確に対応するため、地域の特性を生かした施策を展開できるよう、身近な地域における行政サービスの充実やサービス提供体制の整備に努め、市民に身近な行政を推進する。

(2) 豊かな人間性を育むまちづくり

学習や文化など様々な分野で多様な能力を発揮できる環境を整備し、市民一人ひとりが心豊かで生き生きと生活できる地域をつくる。

地域資源を生かした学校教育の充実に努めることにより、21世紀の新市を担う子どもたちが、のびのびとたくましく育つ地域をつくる。

産業集積を生かした職業教育の充実に図ることにより、新市の産業を担う将来の職業人が多用な能力を育み活躍できる地域をつくる。

1) 生涯学習を推進する

- ・ 市民の多様な学習ニーズに応え、より良い環境の中で学ぶことができるよう上三川地域、上河内地域等において生涯学習施設の整備を行い、個性と魅力ある地域づくりを担う市民を育てる生涯学習を推進する。

2) 学校教育を充実する

- ・ より良い環境の中で学ぶことができるよう、各地域の小中学校施設について、施設の老朽度や耐震性等を踏まえて計画的な整備を行うとともに、教育情報ネットワークの活用を推進することなどにより、個性と魅力ある地域づくりを担う市民を育てる学校教育の充実に図る。また、将来の産業界を担う職業人の育成に向け、高等学校等における産業教育の充実に努める。

3) 地域文化を振興する

- ・ 市民が地域の歴史や文化に誇りと愛着を持ち、自主的で創造的な文化活動を展開することにより個性的で魅力ある地域となるよう、文化財の保護・活用や活動拠点となる施設の整備など文化的環境づくりを進め地域文化を振興する。

4) 生涯スポーツを推進する

- ・ 幼児から高齢者まで、すべての市民が目的に応じて、身近なところでスポーツに親しむことができるよう、総合型地域スポーツクラブの育成支援などにより地域におけるスポーツ活動を促進するとともに総合運動公園や社会体育施設の整備を進める。

2 一体的で連携がとれた誰もが住みよい都市の創造

(1) 快適に移動できるまちづくり

都市交通の円滑化と誰もが気軽に利用できる公共交通サービスの水準の向上を図るため、総合的な交通ネットワークを構築し、新市の一体性と地域間の連携を支える交通環境を持つ都市をつくる。

1) 道路ネットワークを整備する

- ・ 都市間及び新市における地域間交通の円滑化や安全性・利便性を確保するとともに、災害時においても円滑な道路交通機能を確保するため、北関東自動車道や国道道をつなぐ幹線道路の整備を進め、多様な都市活動を支える道路ネットワークを構築する。

2) 公共交通ネットワークの整備を促進する

- ・ 都市内や都市間の移動利便性を高め、誰もが気軽に利用できる公共交通のサービス水準を高めるため、既存の交通サービスの維持・向上や新交通システム(LRT)の導入に努める。

(2) 良好な生活基盤を備えたまちづくり

新市全域において市民生活を支える基盤が担うべき機能を見据えて、上下水道やごみ処理施設などの公共サービスを提供する社会的基盤や良好な居住環境が形成された市街地などの都市空間を効果的・重点的に整備することにより、市民が安全で快適に住み続けることができる都市をつくる。

1) 廃棄物の適正処理を推進する

- ・ 新市において発生する廃棄物の処理において環境への負荷を最小限に抑えるため、最終処分場などの整備を進め、ごみ処理施設・し尿処理施設の更新や処理施設の適切な運営・維持管理を含めた処理体制の強化を図り、廃棄物の適正かつ安定的な処理を推進する。

2) 上水道を安定供給する

- ・ 市民が将来にわたって安心して上水道を利用できるよう、安全で安定した供給体制を確立する。

3) 生活排水を適切に処理する

- ・ 市民の快適な生活環境の確保や公共用水域の水質の保全を図るため、地域の実情にあわせて下水道等の整備手法を選択し、汚水を安定的に処理する施設の整備により、各地域における生活排水の適正な処理を推進する。

4) 緑の拠点づくりを推進する

- ・ 市民が潤いと安らぎのある生活を送ることができるよう、身近なレクリエーション、コミュニティ形成の場となる緑の拠点づくりを推進する。

5) 消防力を充実する

- ・ 災害等の発生に際し、迅速な消防・救急救助活動を行い市民が安心して暮らせるまちづくりを進めるため、消防署所の整備や消防通信体制の高度化を図り、消防力を充実する。

6) 地域情報化を推進する

- ・ 地域間交流を促進し新市の一体性を確保するとともに、市民生活の利便性の向上を図ることができるよう、生活に密着した各種情報システムや公共施設間を結ぶ情報通信ネットワーク等の整備を推進し、情報通信基盤や利用環境を充実する。

(3) 健康で安心して生活できるまちづくり

新市にある施設や人材などの資源を有機的に活用して、保健・医療・福祉など基礎的なサービスを総合的に提供することにより、すべての市民が住み慣れた地域社会の中で、健康で安心して暮らすことができる都市をつくる。

1) 保健・医療・福祉の連携のとれたサービスを充実する

- ・ 市民が生涯にわたって健康な生活を送り安心して暮らすことができるよう、上三川地域に保健福祉センターを設置するとともに、地域におけるサービス提供体制を整備し、医療と連携を図りながら、ライフステージに応じたきめ細かな保健・福祉サービスを市民の身近な場所において総合的に提供する。

2) バリアフリーのまちづくりを推進する

- ・ 高齢者や障害者をはじめとするすべての市民が、住み慣れた地域の中で安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」等にもとづき、公共施設等のバリアフリー化を推進する。

3) 高齢者・障害者の福祉サービスを充実する

- ・ 高齢者や障害者が、身近な地域で福祉サービスを利用し、住みなれた地域において健康で生きがいを持ちながら安心して生活することができるよう、在宅福祉と施設福祉の連携を図りながら、福祉サービスを充実する。

4) 子育て支援を充実する

- ・ 次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つことができるよう、こども療育センターの整備等による障害児の療育体制の拡充や地域における育成環境の充実を図るとともに、保育園の整備・機能拡充により多種多様な保育ニーズに対応するサービスを提供し、子育て支援をより一層充実する。

5) 生活衛生を向上する

- ・ 市民が安全で衛生的な暮らしが送れるよう、食品の安全性確保対策及び新斎場整備事業や霊園の整備等により、生活衛生を向上する。

3 人，もの，情報が活発に交流する活力の創造

(1) 魅力とにぎわいのあるまちづくり

都市拠点などにおいて、「買う、味わう、学ぶ、遊ぶ、触れ合う、憩い安らぐ、住む」など多様な都市機能を備えることにより、多くの市民と来訪者も集い・交流する魅力とにぎわいのあるまちをつくる。

1) 都市拠点機能を向上する

- ・ 都市の核としての風格・機能と快適な住環境を整えるため、ＪＲ宇都宮駅周辺などの都市拠点においては、人・もの・情報が集まる広域交流機能，都心居住機能を導入する。
- ・ また，広域都市圏の中心都市として活力を高めるため，馬場通り中央地区市街地再開発事業の実施により，高次の都市機能や商業・業務・サービス機能の集積を進めるとともに，魅力ある都市空間の創出を図り，多様で高度なニーズに対応できる中心市街地を形成する。

2) 地域拠点機能を向上する

- ・ 都市機能と居住環境のバランスがとれた地域の発展拠点の形成を目指し、富士山地区、中里原地区、ＪＲ岡本駅西地区、ＪＲ雀宮駅周辺、宇都宮テクノポリスセンター地区等において、土地区画整理事業などの整備手法を活用して地域特性を生かした拠点開発や良好な住環境を形成することにより、商業・業務、基礎的な教育・文化・交流等の地域拠点機能の向上を図る。

(2) 豊かで活力あるまちづくり

百万人の商圈、国内有数の工業団地の集積立地、優良な農地などを背景に、産学官の連携を強化しながら、それぞれの産業の活性化を進めることにより、商業・工業・農業の均衡のとれた活力あるまちをつくる。

1) 商業・サービス業を振興する

- ・ 経済環境の変化や消費者ニーズに対応するため、地域の拠点に形成された既存の都市機能の集積を生かし、新規開業の支援・育成による新たな商業の担い手、時代にあった業種を誕生させるなどにより、商圈の中心都市としてふさわしい活力にあふれた商業・サービス業を振興する。

2) 活力ある工業を振興する

- ・ 企業の立地や高度技術産業の集積が進み工業都市として発展してきた特性を生かし、今後も地域経済の自立的発展を図るため、東谷・中島地区等の整備を進め、企業ニーズ、産業構造、流通形態の変化に対応した産業拠点の整備を促進するとともに、産学官の交流・連携を深め起業化を支援することにより、新市の活力ある工業を振興する。

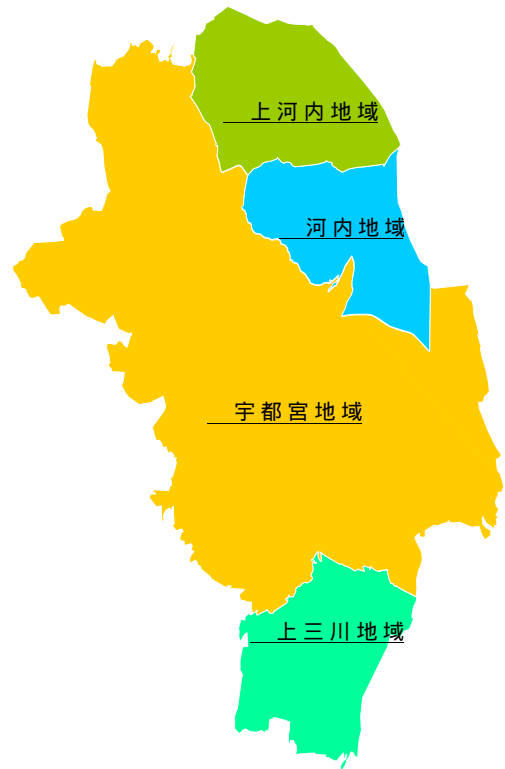
3) 魅力ある農業を振興する

- ・ 生産性・収益性が高く、人々の生命や暮らしを支える安全で良質な食を安定的に供給することのできる農業の確立をめざし、主産地の形成などによる農業生産の振興やたい肥の高品質化に向けた施設整備等による環境保全型農業の推進を図るとともに、都市と農村の交流を促進することにより、魅力ある農業を振興する。

V 地域別計画

1 計画の目的及び地域区分

土地の利用状況，生活圏としてのまとまり，地域おけるまちづくりの経緯や現況，今後の発展性や地域自治の方向などを考慮して次の4地域に区分し，その地域の現状や課題を明らかにするとともに，地域特性を生かした個性ある発展方向と取組みを示し，地域の主体的なまちづくりの指針とする。



2 地域ごとの計画

(1) 宇都宮地域

●現状と課題

- ・ 宇都宮地域は，恵まれた自然環境や立地条件，先人の築いた歴史と伝統のもとで，農業・商業・工業のバランスがとれた産業地域，人・もの・情報が活発に行き交う地域として，県の政治・経済・文化の中心として発展してきた。
- ・ 現在，商店街吸引力の低下や交通渋滞の発生などにより都心部の活力停滞が懸念され，また，生産拠点の移転・集約などによる企業の撤退や市内事業所の減少により産業集積の空洞化が見られる。
- ・ また，これまで，地域の資源を生かして住みよいまちづくりを進めてきたが，今後も地域住民にとって安全で安心かつ快適な生活環境の確保・充実が不可欠であることに加えて，新市の更なる発展のためには，その中核地域として，地域住民及び周辺の人々が引続き住み続けたいと感じる魅力や高次都市機能の向上が求められている。
- ・ これらから，本地域が，新市の産業活動を牽引し住民交流の中核を担う地域としてその役割を担うため，都心地区・テクノポリスセンター地区・JR雀宮駅周辺を都市機能の集積を図る拠点と位置づけ，商業・業務，交流機能等の強化により拠点性の向上を図る必要がある。また，産業構造・流通形態の変化に対応した産業拠点の整備促進や企業活動の支援に努めるとともに，新交通システムをはじめとする広域交通網の整備を進める必要がある。
- ・ さらには，住民生活を支える基礎的な公共サービスを円滑に提供するため，上下水道等の生活基盤を整備するとともに，多様化する市民生活への対応や地域活動支援など，健康的かつ快適な地域生活に必要な生活関連施設の整備・充実が必要である。

●地域の目標像

「高次な都市機能を備えた 魅力とにぎわいのある地域」

●地域づくりの基本方針

- ・ 高次な都市機能を擁し、多くの人々が過ごし訪れる北関東の中心都市の拠点としてふさわしい魅力を備えた地域となるよう、商業・業務・文化等の都市機能の拡充強化を図るとともに、機能的で活力ある産業・住民活動を支える基盤や環境の整備を推進する。

●主要施策・事業

魅力と活力ある拠点づくり

- 魅力ある都心部の整備 ▶ 市街地再開発事業（千手・宮島・駅西口第四B・馬場通り中央）の推進，中心市街地公共施設（馬場通り中央）の整備，JR宇都宮駅東口地区整備事業，宇都宮城址公園の整備
- 資源・特性を生かした ▶ 雀宮駅周辺地域整備事業，雀宮駅東口公共施設一体整備事業（第3地域拠点の整備 図書館等建設），土地区画整理事業の推進（テクノリセター他）

活力ある地域産業の振興

- 産業支援機能の充実 ▶ 新規開業の支援・育成
- 創業者等の支援・育成 ▶ 産業支援機能の整備，次世代モビリティ産業の集積促進
- 農村地域の活性化の推進 ▶ クラインガルテンの整備

安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

- 人と環境にやさしい公共交通の充実 ▶ 交通バリアフリー対策の推進，新交通システムの導入
- 道路ネットワークの構築 ▶ 都市計画道路整備事業，幹線道路整備事業

住みよい暮らしを築く住基盤の充実

- 上下水施設の整備 ▶ 上水道拡張事業，公共下水道（汚水・雨水）整備事業，下水道施設の建設事業
- 斎場の整備 ▶ 新斎場の整備

市民生活関連施設の整備・充実

- コミュニティ施設等の整備 ▶ 地域コミュニティセンター整備事業，地区市民センター建設事業
- 生涯学習・学校教育施設の整備 ▶ 小中学校舎大規模改造事業，小中学校体育館・武道場整備事業
- 文化施設の整備 ▶ 上神主・茂原官衙遺跡の保存・整備，文化会館施設整備事業
- スポーツ施設の整備 ▶ 総合運動公園の整備，体育施設再整備事業
- 福祉施設の整備 ▶ 養護老人・軽費老人ホーム（ちとせ寮等）再整備事業

(2) 上三川地域

●現状と課題

- ・ 上三川地域は、平坦な地形と恵まれた水環境から農業を中心として古くから栄えてきたが、大規模工場の進出や主要幹線道路が整備されたことにより農業だけでなく、商業・工業も盛んな地域として発展してきた。
- ・ また、北関東自動車道宇都宮上三川ＩＣの開設など良好な道路事情に加え、医療機関や大規模商業施設への利便性が高いことなどから、大規模な住宅団地の開発も進み、本地域の人口は緩やかな増加が続いており、これらの特長を伸ばしながら、住みよく暮らしよい地域をつくることが求められている。
- ・ こうした地域資源・特性を生かして定住性の高い都市型居住を創出するため、計画的に進めてきた市街地整備や上下水道、道路等の生活基盤の整備に今後も取組みながら、良質な住宅地の創出に努める必要がある。また、日常の暮らしよさが実感できる快適な住民生活を支えるため、保健福祉活動拠点・生涯学習拠点を整備するとともに、教育・文化等の生活関連施設の整備・充実が必要である。
- ・ さらに、産業基盤を充実し地域の活力を高めていくため、首都圏農業を中心に農業生産の振興を図り農業農村の活性化に努めるとともに、恵まれた交通環境等を生かしながら新たな企業の立地を促すことが必要である。

●地域の目標像

「居住環境・産業基盤が整った 明日の活力を育む地域」

●地域づくりの基本方針

- ・ 広域交通の結節機能が強く、居住環境・産業基盤がバランスよく発展した住みよい地域となるよう、快適な住環境を確保するための基盤整備を推進するとともに、地域活力を高める産業を振興する。

●主要施策・事業

住みよい暮らしを築く住基盤の充実

- 市街地の居住環境の整備 ▶ 富士山地区市街地整備事業、願成寺・上蒲生北部地区土地区画整理事業
- 上下水道の整備 ▶ 上水道拡張事業、公共下水道（汚水・雨水）事業、農業集落排水事業

安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

- 都市計画道路・ ▶ 都市計画道路（公園通り・上野通り）整備事業、北関東自動車道関連道路
幹線道路の整備 整備事業、幹線道路整備事業

市民の学習活動・日常生活を支援する拠点づくり

- 保健福祉活動拠点の整備 ▶ 上三川総合保健福祉センター整備事業
- 生涯学習拠点の整備 ▶ 上三川生涯学習センター建設事業

活力ある地域産業の振興

- 農村地域の活性化の推進 ▶ 農業基盤（農道）整備促進事業、農村振興総合整備事業
- 企業立地の促進 ▶ 誘致企業の支援助成事業

市民生活関連施設の整備・充実

- 学校教育施設の整備 ▶ 小中学校大規模改造事業、小中学校体育館整備事業、小中学校プール整備事業
- コミュニティ施設の整備 ▶ 地域コミュニティセンター整備事業
- スポーツ施設の整備 ▶ 体育施設整備事業
- 文化施設の整備 ▶ 上神主・茂原官衙遺跡の保存・整備
- 公園施設の整備 ▶ 卯ノ木公園整備事業

（３）上河内地域

●現状と課題

- ・ 上河内地域は、鬼怒川の清流と地域のシンボルである羽黒山をはじめとする豊かな自然環境や歴史と伝統に恵まれ、従来から農業を中心として発展してきた。
- ・ 近年、都市近郊の立地条件などを生かし、ハウス栽培による施設園芸も盛んになってきており、また、民間企業による宅地開発も進み、緩やかではあるが都市化が進展し人口も増加している。このような動向にある中、地域生活の核となるような秩序ある街並みの形成に向けて基礎的な居住環境の整備が求められている。
- ・ これらから、市北部の地域拠点としてふさわしいまちづくりを推進するため、中里原地区を地域の居住環境をより一層向上させていく拠点として位置づけ、土地区画整理事業の整備手法を活用して良好な生活環境を形成する必要がある。
- ・ さらに、活力あふれる地域づくりを進めるため、地域の特性を生かした農林業の振興を図るとともに、地域住民が安心して文化的な生活を営むことができるよう、上下水道施設や教育施設などの生活基盤の整備が必要である。

●地域の目標像

「自然と人が共生し 安心して暮らせる活力あふれる地域」

●地域づくりの基本方針

- ・ 水と土に育まれた自然と人が共生し、安心して暮らすことができる生活環境が整い、活力あふれる地域となるよう、快適な都市生活を支える居住機能の拡充強化を図るとともに、地域農業の振興と住民活動を支援する生活基盤の整備を推進する。

●主要施策・事業

地域発展を牽引する拠点づくり

- 人と自然が調和した地域拠点の整備 ▶ 中里原地区土地区画整理事業

住みよい暮らしを築く住基盤の充実

- 上下水道の整備 ▶ 上水道拡張事業、公共下水道（污水）事業、下水道施設（水処理センター・ポンプ場）の建設事業

安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

- 道路網の整備 ▶ 幹線道路（3路線）整備事業、橋りょう新設改良（2橋）事業

活力ある地域産業の振興

- 農村地域の活性化の推進 ▶ 農産物直売・休憩施設の整備

市民生活関連施設の整備・充実

- 生涯学習（スポーツ施設複合）・学校教育施設の整備
▶ 上河内生涯学習センター（体育館併設）建設事業、小学校体育館整備事業
- レクリエーション施設の整備 ▶ 地域交流館休憩棟兼宿泊棟建設事業

（４）河内地域

●現状と課題

- ・河内地域は、本市北東部に位置し、市中央部やＪＲ宇都宮駅に近いという立地条件により宅地開発が進み、多くの住宅団地が造成され、現在も人口が増加傾向にある。このような中、鬼怒川の豊かな水の恵みを受けて、水稻を中心とした農業と住環境の整った住宅地域とが調和したなかで発展してきた。
- ・本地域の玄関口であるＪＲ岡本駅の周辺に広がる従来からの市街地は、住宅が密集し、道路の狭隘が生じていることから、緊急時等において支障をきたしている状況が見られる。また、将来、高齢化が急速に進むことが予測されることなどから、豊かな自然環境の中で、地域住民の誰もが生涯を通し安心して住み続けることができるよう、安全でおいしいのある環境の整備が求められている。
- ・このようなことから、住みやすい環境づくりを進めるため、ＪＲ岡本駅周辺の既成市街地においては、土地区画整理事業等による住環境の改善や防災性の向上が必要であるとともに、他の区域においては、上下水道等の生活基盤の整備が必要である。また、急速な高齢化の進展に対応し、住民が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、保健福祉の充実が不可欠である。
- ・さらに、従来から進めてきたスポーツを通じた地域住民の相互の交流をより一層深めるため、スポーツ・レクリエーションの活動環境の充実を図る必要がある。

●地域の目標像

「水と緑に囲まれ やさしい居住空間にあふれる住みやすい地域」

●地域づくりの基本方針

- ・豊かな自然環境と質の高い居住環境が調和した、暮らしやすく、ふれあい交流に満ちた地域となるよう、都市・生活基盤が整った住宅市街地の創出をさらに進めるとともに、保健福祉、スポーツ・レクリエーションなど高い公共機能を有する施設整備を推進する。

●主要施策・事業

住みよい暮らしを築く住基盤の充実

- 居住環境の整備 ▶ 岡本駅西土地区画整理事業
- 上下水道の整備 ▶ 公共下水道（汚水）事業

住み慣れた地域での生活を支援する保健福祉サービスの充実

- 保健福祉施設の整備
▶ 保健センター増改築事業、総合福祉センター改修整備事業、介護保険サービス供給基盤整備事業、障害者通所施設の整備促進

スポーツ・レクリエーション環境の充実

- スポーツ・レクリエーション施設の整備
▶ 河内総合運動公園整備事業、河内総合体育館改修整備事業

安全で円滑に移動できる交通基盤の整備促進

- 都市計画道路・幹線道路の整備 ▶ 都市計画道路整備事業、幹線道路（5路線）整備事業

活力ある地域産業の振興

- 農業生産基盤の整備 ▶ 農村公園等整備事業、農道整備事業
- 農業の活性化と体験交流活動の促進 ▶ 体験・交流施設等の利活用

市民生活関連施設の整備・充実

- 地域拠点施設の整備 ▶ 地域自治拠点施設（庁舎）の整備
- 生涯学習施設の整備 ▶ 生涯学習施設改修整備事業
- 学校教育施設の整備 ▶ 小中学校大規模改造事業、小中学校体育館整備事業、小中学校プール整備事業

県事業の推進

1 栃木県の役割

(新市の位置付け)

- ・ 新市は、県土の約 7.4 % の市域に栃木県の人口の 25 % 以上を占める。
- ・ 国内有数の工業団地群や先端技術産業、産業支援機能が集積する。
- ・ 北関東最大の都市として、栃木県の政治・経済の中心地として、広域的な発展を先導していくことがこれまで以上に期待される。

(県の役割)

- ・ 広域自治体として、住民に最も身近で地域の実情に通じた基礎自治体である市と連携・協力し、新しいまちづくりを積極的に支援・推進する。

2 栃木県の事業

広域交通ネットワークの充実

- ・ 新市の一体性を速やかに確保し、新市各地域の多様な資源の連携を強化するため、主要地方道藤原宇都宮線や一般県道雀宮真岡線など、旧市町間を結ぶ幹線道路の整備に取り組む。
- ・ 栃木県全体の中心となる発展を促進するため、主要地方道宇都宮真岡線や主要地方道宇都宮向田線など、新市と県内各地域とを連携する幹線道路の整備に取り組む。
- ・ 国土の骨格となる交通軸に位置するなどの立地性を生かし更なる発展を図るため、北関東自動車道の整備促進や、常総宇都宮東部連絡道路など、県外各地とのアクセス強化を図る幹線道路の整備に取り組む。

高次都市機能を有する都市拠点の形成

- ・ 広域的な中心都市としてふさわしい拠点性の向上と中心部へのアクセス強化を図るため、宇都宮駅東地区など高次都市機能の蓄積を図る市街地整備や中心市街地活性化を支援するとともに、新交通システム導入の推進と大通りや競輪場通りなどの都市間・内幹線道路の整備に取り組む。

研究開発機能等の集積や地域産業の高度化の支援

- ・ 内陸最大規模の工業団地や高度技術産業の集積などの特性を生かし、新市が栃木県の経済の自立的発展を牽引し続ける地域となるよう、宇都宮テクノポリスセンター地区や東谷・中島地区等の整備を促進する。

ゆとりと安心のある都市生活環境の整備

- ・ 優れた業務機能と自然景観などのバランスのとれた都市空間をつくるため、うるおいをもたらす公園・街路等の整備に取り組む。
- ・ 安全で快適な暮らしが送れる生活環境を確保するため、田川や姿川などの河川の整備・改修に取り組むとともに、新市各地域の生活道路や公共下水道、農業集落排水施設等の生活基盤の整備を支援する。

河川や森林など、自然環境の保全・活用と都市と農山村の交流促進

- ・ 新市の優れた立地性、アクセス性や豊かな自然環境を生かして地域の活力の維持・向上を図るため、新市各地域の農村景観の保全・活用を支援するとともに、市民農園や観光農園等を生かした都市と農山村との交流を促進する。

公共施設の適正配置

- ・ 少子・高齢化の進展により既存公共施設のストックと需要のアンバランスが見込まれる中、新市の各地域においては、これまで基礎的自治体として自己完結的に施設整備を進めてきており、合併に伴い利用可能な同種の施設が重複することが予想されることから、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう市民の利便性等に十分配慮するとともに、地域の特性やバランスを考慮することを基本として、公共施設の適正配置を進める。
- ・ 特に、小中学校施設や保育施設、高齢者福祉施設など市民の基礎的なサービスを提供する施設について、通学距離や公共交通機関の整備状況など利用者の利便性や地域社会との関係等に十分配慮しつつ、利用圏域の適正化や施設の適正な規模の確保に努める。
- ・ また、その他の公共施設についても、市民の多様な活動の進展をふまえつつ、既存の施設の有効活用や、施設・機能の複合化・集約化を計画的に進めるなど、経営的視点に立って重複投資の解消に努めていく。
- ・ さらには、合併に伴い支所となる庁舎等は、市民サービスの低下を招かないよう配慮するのみならず、地域自治制度の拠点として地域行政機関や住民代表組織、住民組織がそれぞれの機能を十分発揮し制度の円滑な運用が図られるよう、必要な施設の整備を図る。

財政計画

市町建設計画の財政計画の策定方針

1 財政計画策定の必要性及び概要

新市において健全な行財政運営が行われるよう、適正な財政計画を立て計画的に事業を実施するため、財政計画を策定する。

(1) 財政計画策定の意義と役割

- ・ 市町建設計画に掲げられる事業の実効性について財源的な裏付けを行い、財政の視点から事業実施を検証する。
- ・ 新市において計画的かつ健全な財政運営を行うためには、市町建設計画に掲げられる事業について財政的視点からの検証を行うとともに、事業の選択、総投資額の配分が適切に行われるようにする。

(2) 財政計画策定の基本的な考え方

対象となる会計

- ・ 一般会計ベースで策定する。
- ・ ただし、特別会計は、繰出金等で計上する。

計画期間

- ・ 市町建設計画の期間（平成16～26年度）とする。
- ・ ただし、地方債を活用した大規模事業等については、市町建設計画の期間終了後における公債費などの財政負担についても把握しておく。

前提条件

- ・ 「宇都宮市財政運営の指針」の考え方を基本に、将来における歳入及び歳出の収支見込額を各項目について年度ごとに積み上げる。また、財政構造の弾力性の向上や財政運営の長期安定性の確保を図るために設定した、公債費負担比率15%以内や市債残高の抑制などの財政指標を目標とする。
- ・ 現在、国において進められている「三位一体の改革」の国庫補助負担金の廃止・縮減、地方交付税の改革、税源移譲については、現時点においては、不確定要素が多いため、見込まないこととする。
- ・ 合併協議会における協定事項及び合併に伴う国・県からの財政支援などの財政上の効果を見込む。

2 財政収支計画の考え方

(1) 歳入

項 目			前 提 条 件
1	地 方 税	個人市民税 法人市民税	・平成15年度決算見込額をベースに経済成長率で推移すると見込む。
		固定資産税	・土地：平成15年度決算見込額で推移すると見込む。 ・家屋：過去の平均伸び率で見込む。3年ごとの評価替えを見込む。
		その他	・都市計画税は、固定資産税に準じて見込む。 ・事業所税は、合併後、数年間、不均一課税を考慮する。 ・その他の税目は、平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
2	地方譲与税 自動車重量譲与税 地方道路譲与税		・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
3	利子割交付金		・平成20年度までは、平成15年度決算見込み額をベースに、毎年40%減額すると見込む。 ・平成21年度以降は、平成20年度同額で推移すると見込む。
4	地方消費税交付金		・平成15年度決算見込額をベースに経済成長率で推移すると見込む。
5	ゴルフ場利用税交付金		・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
6	自動車取得税交付金		・平成15年度決算見込額をベースに経済成長率で推移すると見込む。
7	国有提供施設等所在 市町村助成交付金		・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
8	地方特例交付金		〃
9	地 方 交 付 税	普通交付税	・平成18年度までの3年間は、平成15年度決算見込み額をベースに、毎年15%減額すると見込み、平成19年度以降は、平成18年度同額で推移すると見込む。 ・合併補正として、30億円を見込む。 ・合併特例事業（標準全体事業費501億円）の合併特例債の償還年度に、元利償還分の70%を見込む。 ・基金造成額（標準基金規模40億円）の償還年度に、元利償還分の70%を見込む。
		特別交付税	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。 ・特別交付税措置として、6億9千万円を見込む。
10	交通安全対策特別交付金		・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
11	分担金及び負担金		〃
12	使用料及び手数料		〃
13	国庫支出金		・消費的経費分は、今後の推計伸び率2%として見込む。 ・投資的経費分は、歳出の投資的経費確定額の15%で見込む。 ・3町の生活保護費負担金を見込む。 ・合併市町村補助金として、6億9千万円を見込む。

14	県支出金	・消費的経費分は、今後の推計伸び率2%として見込む。 ・投資的経費分は、歳出の投資的経費確定額の5%で見込む。 ・県特別交付金として、7億円を見込む。
15	財産収入	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
16	寄付金	〃
17	繰入金	・減債基金繰入金は、積み立てを行った財源対策債の償還分の取崩しを見込む。
18	繰越金	・平成15年度当初予算額で推移すると見込む。
19	諸収入	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
20	地方債	・投資的経費分は、歳出の投資的経費確定額の30%で見込む。 ・減税補てん償は、平成15年度決算額で推移すると見込む。 (但し、先行減税分は、見込まない。) ・臨時財政対策債は、同制度が今後も継続するものとし、普通交付税と同様に、平成18年度までは、平成15年度決算見込み額をベースに、毎年15%減額すると見込み、平成19年度以降は、平成18年度同額で推移すると見込む。 ・合併特例事業(501億円)の合併特例債充当率95%を計上する。 ・基金造成額(40億円)の充当率95%の38億円を計上する。

(2) 歳出

項 目		前 提 条 件
1	人件費	・議員、委員報酬は、平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。 ・職員給与費は、それぞれの定員計画に基づき、年度ごとの職員数により見込む。
2	物件費	・過去の平均伸び率1.5%により見込む。
3	維持補修費	・過去の平均伸び率1.0%により見込む。
4	扶助費	・過去の平均伸び率2.0%により見込む。
5	補助費等	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
6	投資的経費	・歳入総額から投資的経費を除く歳出額を差し引いた額を見込む。 ・合併特例事業は、標準全体事業費501億円を計上する。
7	公債費	・既存の借入分は、年次償還計画により見込む。 ・新規借入分は、建設事業の30%に対する償還を、3年据置で15年償還で算出する。 ・臨時財政対策債は、3年据置で20年償還、合併特例債は、1年据置で10年償還で算出する。
8	積立金	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。 ・合併後の基金造成として標準基金規模40億円を計上する。
9	出資金、貸付金	・平成15年度決算見込み額で推移すると見込む。
10	繰出金	・過去の平均伸び率2.0%により見込む。
11	予備費	・計上しない。

財政計画（今回追加項目）

【歳入】 (単位：百万円)

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	16～26 計	17～26 計
地方税	85,735	86,551	85,888	87,095	89,214	89,304	90,501	91,655	91,653	92,787	93,947	984,330	898,595
地方譲与税	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	1,876	20,632	18,756
利子割交付金	325	195	117	70	42	42	42	42	42	42	42	1,002	677
地方消費税交付金	4,731	4,788	4,841	4,933	5,026	5,122	5,214	5,297	5,382	5,463	5,545	56,342	51,610
ゴルフ場利用税交付金	166	166	166	166	166	166	166	166	166	166	166	1,826	1,660
自動車取得税交付金	1,003	1,015	1,027	1,046	1,066	1,086	1,106	1,123	1,141	1,158	1,176	11,948	10,945
地方特例交付金	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	3,185	35,038	31,853
地方交付税	4,613	4,994	4,515	5,597	6,627	7,750	8,015	8,015	8,015	8,015	8,015	74,170	69,557
交通安全交付金	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	141	1,548	1,407
分担金・負担金	3,289	3,289	3,289	3,289	3,289	3,289	3,289	3,289	3,289	3,289	3,289	36,177	32,889
使用料	2,810	2,810	2,810	2,810	2,810	2,810	2,810	2,810	2,810	2,810	2,810	30,907	28,097
手数料	1,893	1,893	1,893	1,893	1,893	1,893	1,893	1,893	1,893	1,893	1,893	20,828	18,934
国庫支出金	16,337	16,670	16,083	16,049	16,125	16,407	17,123	18,283	17,820	19,558	20,288	190,743	174,406
国有提供交付金	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	71	781	710
都道府県支出金	4,815	5,000	4,635	4,552	4,381	4,401	4,564	4,874	4,641	5,140	5,301	52,303	47,488
財産収入	859	859	859	859	859	859	859	859	859	859	859	9,449	8,590
寄附金	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	316	288
繰入金	232	206	633	590	435	4,113	2,488	94	2,943	42	42	11,818	11,586
繰越金	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	640	7,040	6,400
諸収入	14,749	14,749	14,749	14,749	14,749	14,749	14,749	14,749	14,749	14,749	14,749	162,235	147,486
地方債	25,423	21,096	18,489	17,399	16,500	10,096	10,897	12,473	11,793	13,801	14,631	172,599	147,175
歳入合計	172,922	170,223	165,934	167,039	169,123	168,028	169,656	171,563	173,137	175,712	178,694	1,882,032	1,709,110

【歳出】

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	16～26 計	17～26 計
人件費	35,403	35,004	36,342	37,022	36,988	36,777	36,804	35,268	35,424	34,733	34,455	394,221	358,818
扶助費	20,964	21,713	22,148	22,591	23,042	23,503	23,973	24,453	24,942	25,441	25,950	258,720	237,756
公債費	26,931	16,208	15,454	17,793	20,151	21,472	21,864	21,177	23,105	19,826	19,533	223,514	196,583
物件費	23,194	24,454	24,678	24,976	25,210	25,588	25,972	26,362	26,757	27,159	27,566	281,916	258,722
維持補修費	2,985	3,015	3,045	3,075	3,106	3,137	3,168	3,200	3,232	3,264	3,297	34,525	31,540
補助費等	13,380	13,380	13,380	13,380	13,380	13,380	13,380	13,380	13,380	13,380	13,380	147,182	133,802
繰出金	10,947	11,166	11,389	11,617	11,850	12,087	12,328	12,575	12,826	13,083	13,345	133,214	122,266
積立金	378	8,878	3,878	1,378	378	378	378	378	378	378	378	17,156	16,778
うち合併基金造成	0	1,500	1,500	1,000	0	0	0	0	0	0	0	4,000	4,000
投資・出資金	1,699	1,699	1,699	1,699	1,699	1,699	1,699	1,699	1,699	1,699	1,699	18,686	16,987
貸付金	13,484	13,484	13,484	13,484	13,484	13,484	13,484	13,484	13,484	13,484	13,484	148,322	134,839
予備費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資の経費	23,557	21,222	20,438	20,024	19,835	16,523	16,605	19,588	17,909	23,265	25,608	224,576	201,019
うち合併特例債事業	0	12,537	12,537	12,537	12,537	0	0	0	0	0	0	50,148	50,148
歳出合計	172,922	170,223	165,934	167,039	169,123	168,028	169,656	171,563	173,137	175,712	178,694	1,882,032	1,709,110

基金残高	11,492	18,317	19,719	19,121	18,681	14,564	12,571	12,526	9,132	9,139	9,147
地方債残高	160,940	169,115	175,440	178,404	178,207	170,287	162,534	156,797	148,280	144,942	142,711
公債費負担比率	22.9(14.8)	13.6	13.1	14.9	16.5	16.9	17.2	16.8	17.9	15.5	15.1
公債費負担比率(特例事業除)	22.9(14.8)	14.6	14.0	14.6	15.1	13.5	12.9	12.4	13.7	11.1	10.8

計画の推進方策（今回追加項目）

この計画は、新しい宇都宮のまちづくりの基本指針であり、市民、事業者及び市が、まちづくりの目標や取組む施策事業などについて共通の認識をもち、それぞれが役割を果たすことによって、新市を北関東の中心都市としてふさわしい魅力と機能を備えたまちにしようとするものである。そのためには、計画の普及に努めるとともに、計画に盛込まれた施策等を的確に推進する体制を確立するなどの方策を講じる必要がある。

1 地域の個性・特性を伸ばす体制の拡充

- ・ 上三川・上河内・河内地域においては、新市としての一体性を保ちながら、都市内分権を推進し、住民自治を拡充することにより個性と活気あふれる魅力ある地域づくりを実現するため、地域自治を推進する拠点としての地域行政機関と地域の総意を行政に反映させる住民代表組織をそれぞれの地域に設置し、地域に関する計画の策定や施策事業の推進とともに、建設計画の執行状況等への意見を述べるなど、地域の個性や特性を生かした自立性の高い地域を創造する。
- ・ 宇都宮地域においても、地域の行政拠点を軸とした総合サービスの展開や地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを進めるため、地区市民センターを地域まちづくりの総合行政機関として機能を拡充・強化し、地域主体のまちづくりに必要な行政体制の整備を図るとともに、住民による地域課題の解決や地域まちづくり計画の策定などへの支援・調整の体制を充実し、住民自治を基本としたまちづくりを行う地域を実現する。

2 パートナースhip型まちづくりの推進

- ・ 計画を実現するためには、市の取組はもちろんのこと、市民、事業者、民間団体など様々なまちづくり主体との連携や協働を基本とする取組が不可欠であることから、計画に位置づけた施策事業の内容や進捗状況などの情報を迅速かつ分かりやすく提供し、市民をはじめ様々な主体の意見等の把握に努めるとともに、協働のためのルールづくりや役割分担の明確化などを進め、地域における協働型事業の展開等を図ることにより、市民等と一体となった協働と参画のまちづくりを進める。

3 計画の具体化と変化への対応

- ・ 合併後の10年間に新しい宇都宮を築く基本方針である本計画を受け、自治体の行政運営の拠り所となる総合計画（基本構想・基本計画）を策定することになるが、これらの計画が示すまちづくりの具体化にあたっては、各施策分野の計画の改定や総合計画実施計画の策定において、更に詳細な事業内容や事業量及びスケジュールを明らかにしたうえで、計画的な施

策事業の推進に努める。なお、地域のイベント開催やコミュニティ活動への支援など合併における地域住民の連帯の強化や地域振興等を図るため、これらを実施する財源の一部となる合併特例基金の積み立てを行うとともに、合併移行経費の軽減や各地域のサービス水準の格差是正のため、起債充当率や交付税算入等の観点から有利な施策事業へ合併特例債を適用するなど、財政優遇措置を効果的に活用していくことにより計画の実効性を高める。

- ・ また、計画の推進に当たっては、社会経済状況の変化や市民ニーズなどに適切かつ柔軟に対応するため、計画期間中においても個々の事業内容の検討を行い、時代の変化に対応した戦略的な施策展開に必要な事業の積極的な推進に努める。

資 料 編

1 新市の概況

(1) 位置と地勢

気 候

月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
気 温(℃)	4.0	5.2	9.4	14.1	16.7	20.0	26.3	26.4	21.3	16.3	7.9	3.7
降水量(mm)	107.0	21.0	121.0	69.0	107.0	96.0	321.0	304.0	157.0	180.0	30.0	58.0

出典：宇都宮地方気象台「平成14年栃木県気象年報」

(3) 人口・世帯数

外国人登録人口

平成14年12月末現在(単位：人)

	合 計	中国	韓国又は朝鮮	ブラジル	フィリピン	タイ	ペルー	米国	ヴェトナム	イラン	英国	インドネシア	スリ・ランカ	オーストラリア	インド	スウェーデン	その他
新市(合計)	8,120	2,487	1,369	1,260	866	699	330	215	96	78	70	57	53	50	39	5	446
内 宇都宮	7,714	2,392	1,320	1,207	805	645	291	209	96	72	69	53	45	49	28	5	428
上三川	178	34	20	44	14	24	4	4		3	1	3	8		11		8
上河内	57	18	2		22	8		1									6
河 内	171	43	27	9	25	22	35	1		3		1		1			4
栃木県全体	30,721	5,506	3,191	8,753	3,284	1,501	3,828	460	562	309	137	320	357	95	162	17	2,239
新市内訳(%)	100.00	30.63	16.86	15.52	10.67	8.61	4.06	2.65	1.18	0.96	0.86	0.70	0.65	0.62	0.48	0.06	5.49
県内訳(%)	100.00	17.92	10.39	28.49	10.69	4.89	12.46	1.50	1.83	1.01	0.45	1.04	1.16	0.31	0.53	0.06	7.29
県に占める割合(%)	26.4	45.2	42.9	14.4	26.4	46.6	8.6	46.7	17.1	25.2	51.1	17.8	14.8	52.6	24.1	29.4	19.9

出典：栃木県国際交流課「栃木県外国人登録市町村別・国籍別人員調査表」

(5) 経 済

産業別事業所数

平成13年10月1日現在(単位：所)

	総 数	農林漁業	鉱 業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業
新 市(合計)	24,728	51	19	2,579	1,632	7	548	11,018	476	951	7,447
内 宇都宮	22,468	31	11	2,207	1,390	6	440	10,194	453	892	6,844
上三川	1,089	4	3	211	104	1	72	376	11	38	269
上河内	300	9	5	50	55		10	89	1	2	79
河 内	871	7		111	83		26	359	11	19	255
栃木県全体	100,562	427	123	12,077	13,082	38	2,425	40,637	1,359	3,733	26,661
新市内訳(%)	100.00	0.21	0.08	10.43	6.60	0.03	2.22	44.56	1.92	3.85	30.12
県内訳(%)	100.00	0.42	0.12	12.01	13.01	0.04	2.41	40.41	1.35	3.71	26.51
県に占める割合	24.6%	11.9%	15.4%	21.4%	12.5%	18.4%	22.6%	27.1%	35.0%	25.5%	27.9%

出典：「平成13年事業所・企業統計調査」

産業別従事者数（民営）

平成13年10月1日現在（単位：人）

		総 数	農林漁業	鉱 業	建設業	製造業	電気・ガス・ 熱供給・ 水道業	運輸・ 通信業	卸売・ 小売業・ 飲食店	金融・ 保険業	不動産業	サービス業
新 市(合計)		252,039	526	135	22,759	52,218	902	13,585	81,761	9,205	3,022	67,926
内 訳	宇都宮	225,141	288	91	20,253	40,368	878	11,466	75,967	9,026	2,895	63,909
	上三川	15,442	68	16	1,333	7,902	24	1,329	2,773	75	68	1,854
	上河内	3,135	91	28	428	1,358		179	511	1	12	527
	河 内	8,321	79		745	2,590		611	2,510	103	47	1,636
栃木県全体		874,088	4,101	1,416	78,789	250,508	2,519	42,625	244,304	19,806	9,079	220,941
新市内訳(%)		100.00	0.21	0.05	9.03	20.72	0.36	5.39	32.44	3.65	1.20	26.95
県内訳(%)		100.00	0.47	0.16	9.01	28.66	0.29	4.88	27.95	2.27	1.04	25.28
県に占める割合		28.8%	12.8%	9.5%	28.9%	20.8%	35.8%	31.9%	33.5%	46.5%	33.3%	30.7%

出典：「平成13年事業所・企業統計書」

製造品出荷額等（従業員4人以上の事業所）

平成13年12月31日現在

	事業所数（所）	従事者数（人）	製造品出荷額等（万円）	生産額（万円）
新市（合計）	756	40,935	211,853,239	212,314,552
内訳	宇都宮	607	138,871,753	139,538,331
	上三川	62	64,559,419	64,450,295
	上河内	39	2,773,653	2,724,093
	河内	48	5,648,414	5,601,833
栃木県全体	6,029	203,840	765,747,596	764,883,349
県に占める割合	12.5%	20.1%	27.7%	27.8%

出典：「平成13年工業統計調査」

年間商品販売額

平成14年6月1日現在

		商店数（店）			従事者数（人）			年間商品販売額（万円）		
		総 数	卸売業	小売業	総 数	卸売業	小売業	総 数	卸売業	小売業
新市（合計）		6,867	2,044	4,823	55,617	21,649	33,968	283,491,225	218,346,233	65,144,992
内 訳	宇都宮	6,283	1,929	4,354	51,680	20,609	31,071	272,405,251	212,413,548	59,991,703
	上三川	275	69	206	2,041	635	1,406	5,724,641	3,069,816	2,654,825
	上河内	72	9	63	435	192	243	1,808,123	1,501,627	306,496
	河 内	237	37	200	1,461	213	1,248	3,553,210	1,361,242	2,191,968
栃木県全体		26,936	5,606	21,330	171,067	47,152	123,915	564,646,041	356,165,238	208,480,803
新市内訳（％）		100.0	29.8	70.2	100.0	38.9	61.1	100.0	77.0	23.0
県内訳（％）		100.0	20.8	79.2	100.0	27.6	72.4	100.0	63.1	36.9
県に占める割合		25.5%	36.5%	22.6%	32.5%	45.9%	27.4%	50.2%	61.3%	31.2%

出典：「平成14年商業統計調査速報」

農業粗生産額

平成12年12月末現在（単位：千万円）

		総 額	米	野 菜	畜 産	その他
新 市 （合計）		2,791	1,200	793	275	523
内 訳	宇都宮	1,592	659	370	161	402
	上三川	624	180	334	73	37
	上河内	277	181	53	15	28
	河 内	298	180	36	26	56
栃木県全体		27,464	9,484	6,499	8,074	3,407
新市内訳（％）		100.0	43.0	28.4	9.9	18.7
県内訳（％）		100.0	34.5	23.7	29.4	12.4
県に占める割合		10.2%	12.7%	12.2%	3.4%	15.4%

出典：農林水産省「平成12年生産農業所得統計」

2 新市の社会経済の見通し

(1) 人口の見通し

総人口

(人)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
	総人口	464,780	492,462	504,915	516,981	525,150	531,564	539,604	540,218
地域の人口	宇都宮地域	405,375	426,795	435,357	443,808	449,664	453,767	458,067	456,642
	上三川地域	25,229	27,300	27,700	29,421	30,770	31,659	32,994	33,706
	上河内地域	7,910	8,284	9,242	9,442	9,437	9,498	9,592	9,653
	河内地域	26,266	30,083	32,616	34,310	35,279	36,641	38,951	40,216

年齢構造

年齢3区分別人口の推移

(人・%)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
人口	15歳未満	108,777	96,684	85,367	79,589	78,410	77,906	76,325	74,082
	15～64歳	316,089	345,382	357,309	362,034	362,858	360,899	355,022	343,400
	65歳以上	39,902	49,561	61,135	74,962	83,486	92,759	108,257	122,736
構成比	15歳未満	23.4%	19.7%	16.9%	15.4%	14.9%	14.7%	14.1%	13.7%
	15～64歳	68.0%	70.3%	70.9%	70.1%	69.1%	67.9%	65.8%	63.6%
	65歳以上	8.6%	10.1%	12.1%	14.5%	15.9%	17.5%	20.1%	22.7%

地域別年齢3区分別人口構成比の推移

(%)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
宇都宮	15歳未満	23.3%	19.4%	16.6%	15.2%	14.7%	14.5%	13.9%	13.4%
	15～64歳	68.2%	70.6%	71.3%	70.3%	69.2%	67.9%	65.7%	63.5%
	65歳以上	8.5%	10.0%	12.1%	14.6%	16.0%	17.6%	20.3%	23.1%
上三川	15歳未満	23.5%	20.8%	19.7%	17.9%	17.5%	17.0%	16.4%	16.2%
	15～64歳	67.2%	68.8%	68.0%	68.2%	68.1%	67.8%	67.4%	66.0%
	65歳以上	9.2%	10.3%	12.3%	14.0%	14.5%	15.2%	16.2%	17.8%
上河内	15歳未満	20.3%	19.2%	18.8%	16.1%	14.7%	13.8%	13.2%	13.6%
	15～64歳	65.2%	63.4%	62.6%	63.7%	64.5%	65.1%	65.1%	62.6%
	65歳以上	14.5%	17.4%	18.6%	20.1%	20.8%	21.2%	21.7%	23.9%
河内	15歳未満	26.0%	22.3%	18.9%	16.2%	15.3%	15.1%	15.0%	15.0%
	15～64歳	65.9%	68.5%	70.4%	70.9%	70.3%	68.8%	65.5%	62.3%
	65歳以上	8.1%	9.2%	10.7%	12.9%	14.4%	16.2%	19.5%	22.7%

世帯数

世帯数の推移

(世帯)

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
	総世帯数	143,102	161,944	176,269	189,684	196,993	204,370	214,941	219,211
地域の世帯数	宇都宮地域	127,808	143,340	156,415	167,494	173,496	179,437	187,822	190,986
	上三川地域	6,706	8,182	7,885	8,888	9,550	10,137	11,016	11,460
	上河内地域	1,783	2,008	2,335	2,516	2,601	2,714	2,872	2,970
	河内地域	6,805	8,414	9,634	10,786	11,342	12,094	13,252	13,875

世帯人員の推移

(人)

	1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
世帯人員数	3.25	3.04	2.86	2.73	2.67	2.60	2.51	2.46
地域 世帯 の 人 員 数								
宇都宮地域	3.17	2.98	2.78	2.65	2.59	2.53	2.44	2.39
上三川地域	3.76	3.34	3.51	3.31	3.22	3.12	3.00	2.94
上河内地域	4.44	4.13	3.96	3.75	3.63	3.50	3.34	3.25
河内地域	3.86	3.58	3.39	3.18	3.11	3.03	2.94	2.90

交流人口（昼間人口）

昼間人口の推移

(人)

	1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
昼間人口	489,563	520,274	535,484	546,451	559,567	566,552	572,872	571,758
地域 昼間 の 人 口								
宇都宮地域	435,857	464,168	479,006	486,477	495,769	501,893	506,943	505,437
上三川地域	29,515	30,967	29,597	29,710	30,306	30,557	30,596	30,418
上河内地域	6,772	7,152	7,903	7,885	7,893	7,905	7,938	7,960
河内地域	20,742	22,297	23,808	25,526	25,598	26,198	27,395	27,943

昼夜間人口比率の推移

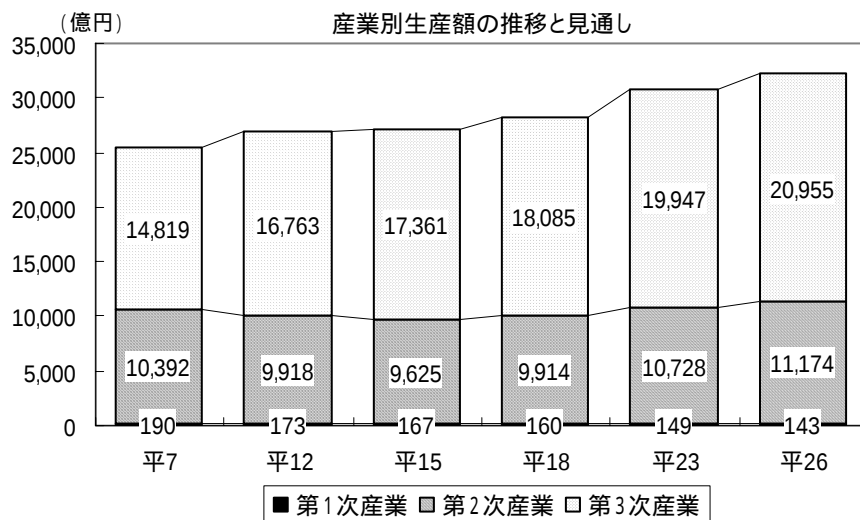
(%)

	1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
昼夜間人口比	105.3%	105.6%	106.1%	105.7%	106.6%	106.6%	106.2%	105.8%
地域 夜間 の 人 口 比								
宇都宮地域	107.5%	108.8%	110.0%	109.6%	110.3%	110.6%	110.7%	110.7%
上三川地域	117.0%	113.4%	106.8%	101.0%	98.5%	96.5%	92.7%	90.2%
上河内地域	85.6%	86.3%	85.5%	83.5%	83.6%	83.2%	82.8%	82.5%
河内地域	79.0%	74.1%	73.0%	74.4%	72.6%	71.5%	70.3%	69.5%

(2) 経済の見通し

経済規模

市内総生産額の推移



地域別産業別総生産額の構成比の推移

(%)

		1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
宇都宮	第1次産業	0.5%	0.4%	0.4%	0.4%	0.3%	0.3%
	第2次産業	38.4%	33.5%	31.9%	31.7%	31.4%	31.4%
	第3次産業	61.1%	66.1%	67.7%	68.0%	68.2%	68.3%
上三川	第1次産業	2.3%	1.8%	1.8%	1.7%	1.5%	1.4%
	第2次産業	73.6%	74.8%	73.3%	72.4%	70.9%	70.2%
	第3次産業	24.1%	23.4%	25.0%	26.0%	27.6%	28.5%
上河内	第1次産業	5.2%	5.0%	4.5%	4.0%	3.3%	3.0%
	第2次産業	53.4%	53.5%	54.6%	55.4%	56.2%	56.7%
	第3次産業	41.4%	41.5%	41.0%	40.6%	40.5%	40.3%
河内	第1次産業	3.3%	2.6%	2.3%	2.0%	1.5%	1.3%
	第2次産業	38.0%	37.8%	38.9%	39.7%	40.2%	40.6%
	第3次産業	58.8%	59.6%	58.8%	58.3%	58.3%	58.0%

就業人口の見通し

産業別就業者数及び構成比の推移

単位:人

		1985 昭60	1990 平2	1995 平7	2000 平12	2003 平15	2006 平18	2011 平23	2014 平26
就業者数	第1次産業	17,330	14,183	12,207	10,021	9,337	8,618	7,571	7,020
	第2次産業	82,414	92,231	89,705	85,406	85,640	84,630	82,240	80,314
	第3次産業	149,176	167,629	185,784	192,393	198,513	201,340	203,235	202,442
	合計	248,910	274,043	287,696	287,820	293,490	294,588	293,047	289,775
構成比	第1次産業	7.0%	5.2%	4.2%	3.5%	3.2%	2.9%	2.6%	2.4%
	第2次産業	33.1%	33.7%	31.2%	29.7%	29.2%	28.7%	28.1%	27.7%
	第3次産業	59.9%	61.2%	64.6%	66.8%	67.6%	68.3%	69.4%	69.9%